

経営事項審査の 手引き

令和5年3月

山形県 県土整備部

目次

1 経営事項審査の制度の概要	3
(1) 制度の概要	3
(2) 改正等のポイント	4
○経営事項審査の電子申請について（令和5年1月10日より受付開始）	4
(3) 審査事務の手順	6
(1) 提出書類	8
(2) 提示書類	9
I 様式第二十五号の十四（経審申請書）	9
II 別紙一 工事種類別完成工事高・元請完成工事高	9
III 別紙三 その他の審査項目（社会性等）	9
IV 別紙二 技術職員名簿	13
V 工事種類別完成工事高付表	14
3 審査手数料	15
(1) 審査手数料の算定方法	15
(2) 審査手数料の早見表	15
4 審査基準	16
(1) 総合評定値の計算方法	16
(2) X_1 業種別完工高	16
I X_1 業種別完工高の評点	16
II 工事経歴書の記載方法	18
III 完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ	21
(3) X_2 の自己資本額と平均利益額	22
I 自己資本額の点数	22
II 平均利益額の点数	23
III X_2 評点の算定方法	29
(4) Y 経営状況分析	30
I 経営状況分析の実施機関	30
II Y評点の算定方法	30
(5) Z 技術職員数と元請完工高	31
I 技術職員数	31
II 元請完工高	33
III Z評点の算定方法	35
(6) W その他の審査項目（社会性等）	36
I 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	36
II 建設業の営業継続の状況	41

Ⅲ 防災活動への貢献の状況(防災協定締結の有無)	42
Ⅳ 法令遵守の状況(営業停止処分の有無・指示処分の有無)	42
Ⅴ 建設業の経理の状況	43
Ⅵ 研究開発の状況(研究開発費).....	44
Ⅶ 建設機械の保有状況	45
Ⅷ 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	46
Ⅸ W点のウエイト調整	47
X W評点の算定方法	47
5 申請書等の記載例	48
(1) 経審申込用はがき	48
(2) 様式第二十五号の十四(経審申請書)	49
(3) 別紙一(工事種別別完成工事高・元請完成工事高).....	51
(4) 別紙三(その他の審査項目(社会性等))	53
(5) 別紙二(技術職員名簿)	56
(6) 様式第2号「経理処理の適正を確認した旨の書類」	60
6 その他の注意事項	65
(1) 完工高の年額換算等	65
I 決算期を変更した場合の記載例.....	65
II 合併した場合の記載例	66
(2) その他.....	66
7 コード一覧表	67
(1) 知事コード.....	67
(2) 市町村コード.....	67
(3) 工事種類コード.....	68
(4) 技術者資格区分コード	68
(5) 業種コード.....	73
8 申請書等の入手方法	74
(1) 県ホームページからダウンロード	74
(2) 山形県建設業協会で購入	74
9 問合せ先一覧	74

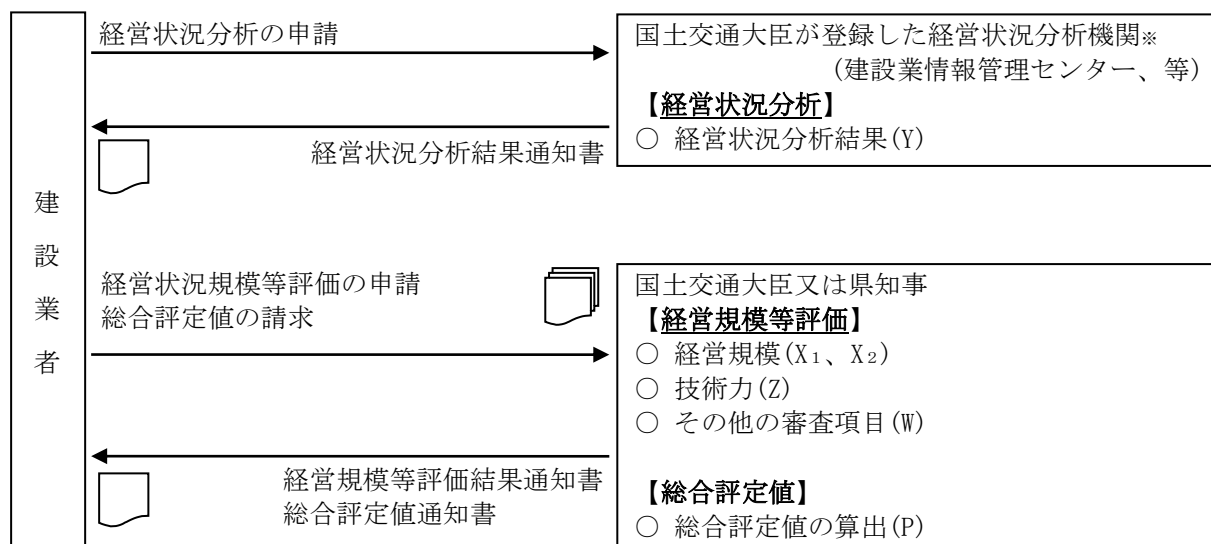
1 経営事項審査の制度の概要

(1) 制度の概要

経営事項審査(以下「**経審**」という)は、ある時点における、建設業者の規模・財務・技術・社会性を総合的に評価する制度です。(評価する時点を、審査基準日といいます。審査基準日は、原則として、審査直前の決算日です。)

公共工事の元請になるには、**経審を受けなければなりません**。正確には、契約の時点において、審査基準日から1年7か月以内の「**経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書**」(以下「**結果通知書**」という)が必要です。公共工事の入札・契約の際に、結果通知書の提示を求められる場合があるので、結果通知書は大切に保管してください。(紛失した場合、結果証明を請求できます(有料)。)

経審は、財務状況(Y)を分析する「**経営状況分析**」と、経営規模(X)・技術(Z)・社会性(W)を審査する「**経営規模等評価**」を経て、「**総合評定値(P)**」を算出します。これらは全国一律の客観的な基準で評価されるので、客観点とも称されます。(これに対し、各行政機関が独自の基準で加減している点数は、主観点と称されます。)



「経営状況分析」は、国土交通大臣が登録した**経営状況分析機関**が行い、「経営規模等評価」及び「総合評定値の通知」は**許可行政庁**(国土交通大臣又は県知事)が行います。

経審では、許可を得ている業種から選択して申請(申請する業種数に応じて手数料が異なります)します。申請し受審した業種以外は、公共工事の元請になれないので注意が必要です。

また、経審の結果の総合評定値(P)は、公共工事の入札の際の参考資料とされます。

経審の申請に当たり、完成工事高の水増しや財務諸表の改ざんなど、虚偽の申請や虚偽の報告があった場合、営業停止や建設業許可の取消しを伴う罰則があるので、注意が必要です。(建設業法第46条・47条)

(2) 改正等のポイント

○経営事項審査の電子申請について（令和5年1月10日より受付開始）

- ・経営事項審査について、電子申請の受付を開始しました。

確認資料については書面申請と同様ですので、本手引きを御確認の上、「建設業許可・経営事項審査電子申請システムマニュアル」（国土交通省ホームページ掲載）の手順に沿って手続きをしてください。

○令和4年8月 「建設業法施行規則等」の一部改正

【改正の概要】

- ・令和4年8月15日以降の申請で適用

技術力（Z）について、監理技術者講習受講者の加点可能な期間が「講習受講の日の翌年の開始日から5年間」となりました。

- ・令和5年1月1日以降の申請で適用

その他の審査項目（社会性等）（W）について

- 1 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況として、審査基準日において「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」を取得している場合が加点対象となりました。
- 2 建設機械の保有状況について、ダンプ（土砂運搬が可能な全てのダンプ）、締固め用機械、解体用機械、高所作業車（作業床の高さ2m以上）が加点対象となる建設機械として追加されました。
- 3 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無について、審査基準日において「エコアクション21」の認証を受けている場合が加点対象となりました。

- ・令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の状況について、建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）の活用状況が加点対象となります。

○令和3年4月 「経営事項審査の事務取扱いについて」の一部改正

【改正の概要】

- 1 技術職員数（Z1）について、改正建設業法により新設された監理技術者補佐を技術職員数の技術職員区分・資格に追加し、4点の評点が付与されます。
- 2 労働福祉の状況について、従来の評価対象となる補償制度の提供者に加え、「中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者」との間の契約についても同様に加点されます。
- 3 建設業の経理の状況（W5）について、公認会計士等数の算出にあたって算入できる者が改正されます。
- 4 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況（W10）について、建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組が評価されます。
（技術者が審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の平均値及び認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上した者の割合により審査）
※確認資料等について追記しました。（令和5年1月）

○令和3年1月 確認書類の簡素化

- 1 工事経歴書に記載されている工事に係る工事請負契約書の写し又は注文書及び請書の写しの提出は、建設工事の種類毎に請負代金の大きい上位3件について提示してください。ただし、

申請内容等に疑義がある場合など、追加で提示を求める場合があります。

2 技術職員名簿に記載されている職員に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面等の写しのうち、有効期間の定めがなく、既に過去の経営事項審査において提出を受けている場合は、変更が無い限りにおいて、次回以降の経営事項審査における提出は不要です。ただし、申請内容等に疑義がある場合など、提出を求める場合があります。

○令和2年4月 建設業法等の改正

「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第496号）」及び「建設業法施行規則第18条の3第2項第3号の登録基幹技能者講習を修了した者に準ずる者を定める件（令和2年国土交通省告示497号）」が令和2年3月31日に制定され、同年4月1日から施行されました。

【改正の概要】

建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）第3条第2項の規定により、同項の認定を受けた能力評価基準により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者（レベル4技能者）及びレベル4技能者に次ぐものとされた建設技能者（レベル3技能者）を技術職員数の技術職員区分・資格に追加し、所要の評点を付与する。

【評点の付与】

レベル3技能者・・・2点

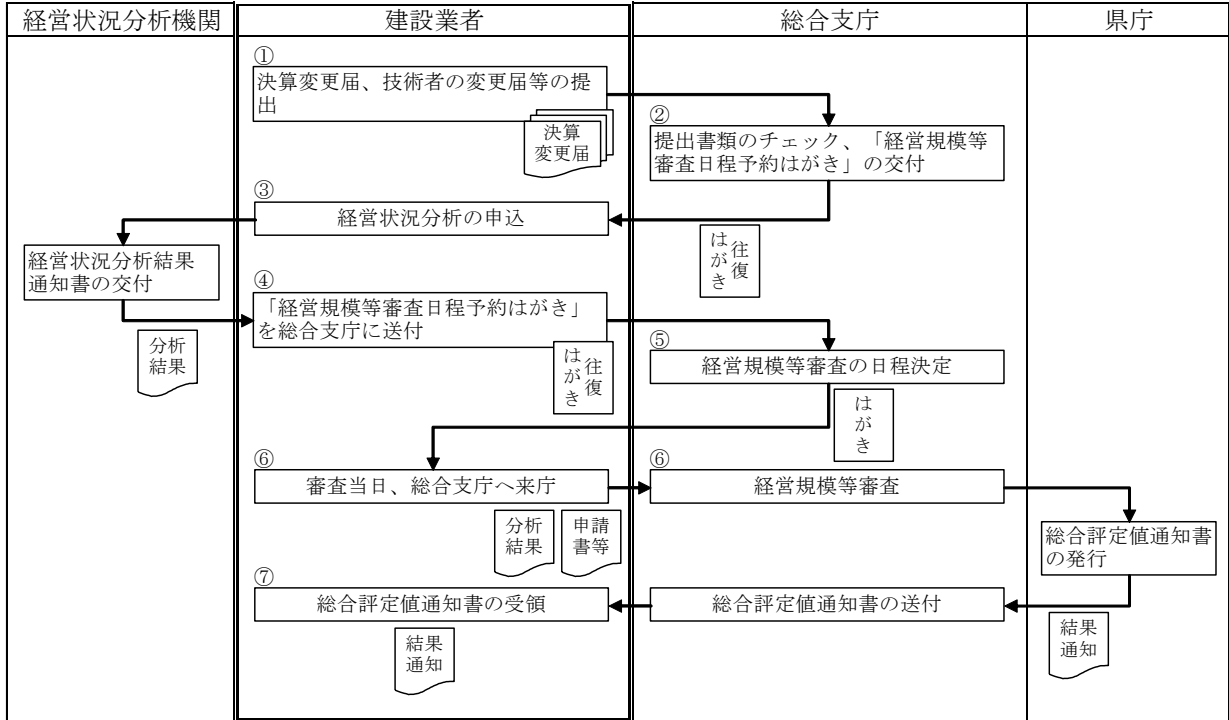
レベル4技能者・・・3点

(3) 審査事務の手順

知事許可業者の経審の手順は、下記のとおりとなります。

ただし、国土交通大臣が認定した子会社を外国に有する建設業者の経営事項審査については、国土交通省不動産・建設経済局建設業課に事前にご相談願います。

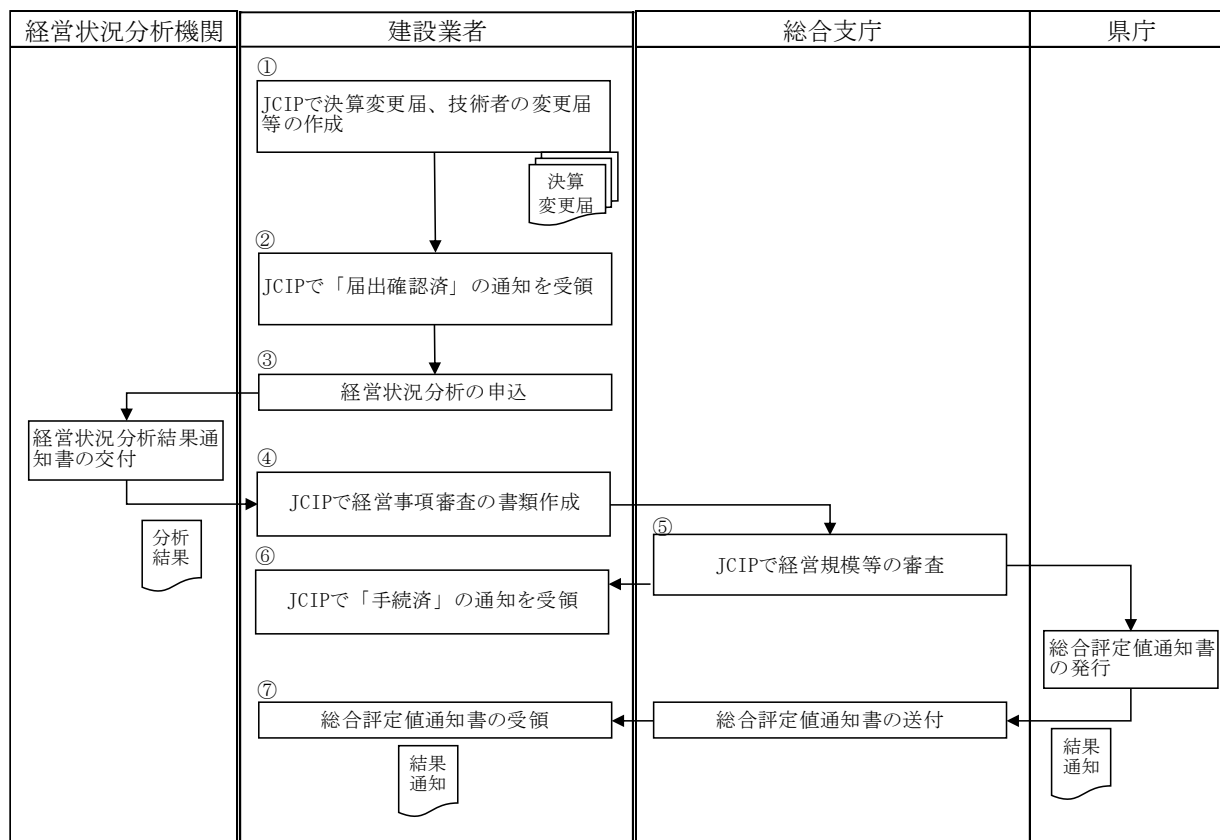
【書面申請の場合】



- ① 総合支庁へ決算変更届、技術者の変更届を提出します。決算変更届は、事業年度終了後から4か月以内に必ず提出してください。
- ② 総合支庁の窓口で、決算変更届の内容のチェック(工事経歴書の合計が合っているか、専任が必要な工事に配置された主任(監理)技術者が別の工事に配置されていないか、等)を行います。この時、「経営規模等審査日程予約はがき」が交付されます。
- ③ 国土交通大臣が登録した経営状況分析機関に経営状況分析の申込をします。申込の方法は、各分析機関にお問合せください。
- ④ 経営状況分析機関から「経営状況分析結果通知書」が届いたら、総合支庁に「経営規模等審査日程予約はがき」を送付します。
- ⑤ 総合支庁で日程を調整し、「経営規模等審査申請日時等指定票(往復はがきの半分)」が送付されます。
- ⑥ 審査当日は、「経営規模等評価申請書」と必要な添付書類を持参してください。
- ⑦ 「総合評定値通知書」は県庁で発行するため、総合支庁での審査日から受領までは、3～4週間程度かかります。

【電子申請の場合】

建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）で書類を作成してください。



- ① JCIP で決算変更届、技術者の変更届を作成します。決算変更届は、事業年度終了後から4か月以内に必ず作成してください。
- ② 書類作成後、内容に不備等がない場合は「届出確認済」の通知が届きますので、JCIP のマイページ又はメールで確認してください。
- ③ 国土交通大臣が登録した経営状況分析機関に経営状況分析の申込をします。申込の方法は、各分析機関にお問合せください。
- ④ 経営状況分析機関から「経営状況分析結果通知書」が届いたら、JCIP で経営事項審査の書類を作成します。
- ⑤ 総合支庁において JCIP で経営規模等の審査を行います。
- ⑥ 審査後、内容に不備等がない場合は「手続済」の通知が届きますので、JCIP のマイページ又はメールで確認してください。
- ⑦ 「総合評定値通知書」は県庁で発行するため、JCIP で「手続済」の通知から受領までは、3～4週間程度かかります。
- ⑧ 添付書類の不足、記載誤り等がある場合は、JCIP 通知機能でご連絡させていただきます。

2 提出書類・提示書類

(1) 提出書類

書面申請の場合は、正本・写しとも1部ずつ下記の綴込順のとおり並べて、クリップで留めてください。写しのうち1部は、申請者控えになりますので、受付印を押印後に返却されます。

綴込順	提出書類	提出部数
①	様式第二十五号の十四(経審申請書)	正本1部 写し2部
②	別紙一(工事種類別完成工事高・元請完成工事高)	
③	別紙三(その他の審査項目(社会性等))及び建設機械の保有状況一覧表(別表1)	
④	別紙二(技術職員名簿)及び継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号)(常時10人以上の労働者を使用する企業の場合には、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則(写))	
⑤	CPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)(技術職員名簿に記載のある者を除く)※該当ある場合又はレベル向上者数による評価(項番62)を希望する場合に提出	
⑥	技能者名簿(様式第5号) ※該当ある場合又はCPD単位取得数による評価(項番61)を希望する場合に提出(評点算出において技能者数が必要となるため)	
⑦	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式第6号)※令和5年8月14日以降の審査基準日において該当ある場合に提出	
⑧	経営状況分析結果通知書	
⑨	工事種類別完成工事高付表(様式第1号) ※完工高の業種間積み上げを行う場合に提出	
⑩	建設機械のリース契約に関する申出書※該当ある場合に提出	
⑪	審査手数料証紙貼付書	正本1部

経営状況分析において、財務諸表の内容に訂正があった場合は、既に提出済の決算変更届の差替が必要になります。財務諸表の差替分を3部提出してください。(事前に持ってきていただくか、経審の受審日に一緒に持ってきていただくかは、総合支庁の窓口にお問い合わせください。)

電子申請の場合は、建設業許可・経営事項審査電子申請システムで内容の修正を行ってください。

(2) 提示書類

次に掲げる書類は、書面申請の場合は審査当日に提示していただきます。

電子申請の場合は、書類をPDF化して添付してください。

I 様式第二十五号の十四(経審申請書)

審査項目	提示書類
減価償却実施額	<p>経営状況分析結果通知書の「参考値」の数値で確認します。 ただし、経営状況分析結果通知書に「参考値」の数値が記載されていない場合や、決算期を変更した業者の場合は、以下の書類を提示していただきます。</p> <p>法人の場合 ①「<u>法人税申告書別表 16 (1) 又は別表 16 (2) (写し)</u>」(2期分) ②該当する「<u>その他の減価償却実施額を証する書類(別表 16 (4) 等)</u>」(2期分)</p> <p>個人の場合 ①「<u>所得税青色申告決算書(一般用)(写)</u>」又は「<u>収支内訳書(一般用)(写し)(いわゆる白色申告)</u>」(2期分) を提示していただきます。</p>

II 別紙一 工事種類別完成工事高・元請完成工事高

審査項目	提示書類
工事経歴書の内容	<p>下記の全ての書類 ①「<u>契約状況を証する書面(写)</u>」として、「契約書」、「注文書」、「請書」、「領収書」、「見積書」等 ※建設工事の種類毎に請負代金の大きい上位3件について提示 ②「<u>消費税及び地方消費税確定申告書(控え)</u>」 ③「<u>消費税及び地方消費税納税証明書(第8号書式(その1))</u>」 (税務署が発行) ※電子申請の場合、JCIPの「納税情報取得機能」により「納税証明書」の添付を省略できます(e-Taxを利用して納付した場合のみ)。</p>

III 別紙三 その他の審査項目(社会性等)

審査項目	提示書類
「雇用保険加入の有無」が「有」の場合	<p>下記の<u>いずれか</u>の書類 ①「<u>資格取得等確認通知書</u>」 ② 審査基準日を含む年度の「<u>概算保険料又は確定保険料申告書</u>」及び「<u>領収済通知書(領収印が押されたもの)</u>」 (いずれも公共職業安定所が発行)</p>
「健康保険加入の有無」が「有」の場合	<p>下記の<u>いずれか</u>の書類 ①「<u>被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書</u>」 ② 被保険者報酬月額基礎届に伴う「<u>標準報酬決定通知書</u>」 ③ 審査基準日を含む月の保険料の「<u>領収証書</u>」 (いずれも日本年金機構が発行)</p>

審査項目	提示書類
「厚生年金保険加入の有無」が「有」の場合	<p>下記の<u>いずれか</u>の書類</p> <p>① 「<u>被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書</u>」</p> <p>② 被保険者報酬月額基礎届に伴う「<u>標準報酬決定通知書</u>」</p> <p>③ 審査基準日を含む月の保険料の「<u>領収証書</u>」 (いずれも日本年金機構が発行)</p>
「建設業退職金共済制度加入の有無」が「有」の場合	<p>① 「<u>加入・履行証明書</u>」 (勤労者退職金共済機構が発行。審査基準日の加入状況が確認できるもの)</p>
<p>「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」が「有」の場合 (詳細は、(6)－I P37及びP38を参照してください。)</p>	<p>○ 退職一時金制度</p> <p>下記の<u>いずれか</u>の書類</p> <p>① 「<u>労働協約</u>」</p> <p>② 「<u>就業規則</u>」(常時10人以上の労働者を使用する場合には、労働基準監督署の受領印のあるもの)</p> <p>③ 「<u>退職手当に関する規則</u>」</p> <p>④ 特定業種退職金共済制度以外の「<u>加入証明書</u>」(勤労者退職金共済機構(中退共)。審査基準日時点の加入状況が確認できるもの)</p> <p>⑤ 特定業種退職金共済制度以外の「<u>退職金共済手帳</u>」(勤労者退職金共済機構(中退共))</p> <p>⑥ 「<u>共済契約書</u>」(特定退職金共済団体)</p> <p>○ 企業年金制度</p> <p>下記の<u>いずれか</u>の書類</p> <p>① 「<u>加入証明書</u>」(厚生年金基金、企業年金基金、資産管理運用機関が発行。審査基準日時点の加入状況が確認できるもの)</p> <p>② 「<u>契約書</u>」(保険会社が発行、適格退職金年金であるもの)</p>
「法定外労働災害補償制度加入の有無」が「有」の場合(詳細は、(6)－I P38及びP39を参照してください。)	<p>下記の<u>いずれか</u>の書類</p> <p>① 「<u>加入証明書</u>」</p> <p>② 「<u>保険証券</u>」</p> <p>③ 「<u>加入者証</u>」 (いずれも(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法の規定により設立の認可を受けた者であって同法の規定による認可を受けた共済規程により共済事業を行う者、保険会社が発行)</p>
<p>若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況</p> <p>「若年技術職員の継続的な育成及び確保」が「該当」及び「新規若年技術職員の育成及び確保」が「該当」の場合</p>	<p>① 別紙二「技術職員の資格及び常勤性」の提示(提出)書類と同様の書類。</p> <p>② 前回の経営事項審査申請における技術職員名簿(様式第25号の1 1別紙2)</p>
<p>CPD 単位取得数</p> <p>技能レベル向上者数</p>	<p>① CPD 単位数を証する書類(単位取得証明書)</p> <p>② 認定能力評価基準により、職員が受けた評価を証する書類(能力評価[レベル判定]結果通知書)</p> <p>③ (技能者数を示すものとして)審査基準日において稼働している工事又は直近の工事に係る作業員名簿等(施工に従事したことが確認できる書類)</p> <p>④ 常勤性を確認できる書類(健康保険証等)</p>
<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況</p> <p>※次頁に続く</p>	<p>下記の<u>いずれか</u>の基準適合一般事業主認定通知書の写し (通知書の通知日が審査基準日以前であるもの)</p> <p>① えるぼし認定(1段階目)</p> <p>② えるぼし認定(2段階目)</p>

審査項目	提示書類
	③えるぼし認定（3段階目） ④プラチナえるぼし認定
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	下記の <u>いずれか</u> の基準適合一般事業主認定通知書の写し（通知書の通知日が審査基準日以前であるもの） ①くるみん認定 ②トライくるみん認定 ③プラチナくるみん認定
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	ユースエール認定の基準適合事業主認定通知書の写し（通知書の通知日が審査基準日以前であるもの）
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	※令和5年8月14日以降の審査基準日で申請するものから適用。 CCUS上で出力できる帳票「3-1 事業者情報」及び「4-1 現場・契約情報」 ※評価対象となるのは、審査基準日以前1年以内に変更契約を除く請負契約を直接締結した全ての建設工事又は全ての公共工事（軽微な工事や災害応急対策工事を除く）について、CCUSにおいて現場契約情報の作成及び登録がなされていること及び建設工事に従事する者がCCUSへの直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制を整備している場合のみ。
「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」が「有」の場合	民事再生、会社更生手続開始決定日、計画認可日、手続終結決定日を証明する書面
「防災協定締結の有無」が「有」の場合	下記の <u>いずれか</u> の書類 ① 国、特殊法人又は地方公共団体と締結した「 <u>協定書(写)</u> 」 ② 社団法人等の団体（建設業協会、等）と国、特殊法人又は地方公共団体が締結した「 <u>協定書の写し</u> 」及び「 <u>当該団体に加入し、一定の役割を果たすことを証する書類(活動計画書・加入証明書等)</u> 」
「監査の受審状況」	「1」会計監査人の設置に該当の場合 ① 「 <u>有価証券報告書(写)</u> 」又は「 <u>監査報告書(写)</u> 」 （無限定適正意見又は限定付き適正意見が付されたもの） 「2」会計参与の設置に該当の場合 ① 「 <u>会計参与報告書</u> 」 「3」経理の処理の適正を確認した旨の書類の提出に該当の場合 ① 様式第2号「 <u>経理の処理の適正を確認した旨の書類</u> 」（提出） ② 公認会計士等に係る「 <u>合格証書等(写)</u> 」 下記の要件を満たす <u>常勤の経理実務の責任者</u> が作成したもの ア 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者 イ 一級登録経理試験に合格している者 ③ 様式第2号の作成者にかかる「 <u>常勤性を確認できる書類(健康保険証・出勤簿・給与簿・貸金台帳等)</u> 」 ※詳しくは、P43に記載
「公認会計士等の数」及び「二級登録経理試験合格者の数」	① 公認会計士等に係る「 <u>合格証書(写)</u> 」「 <u>講習修了証(写)</u> 」 ② 二級登録経理試験合格者等に係る「 <u>合格証書(写)</u> 」「 <u>講習修了証(写)</u> 」 ③ ①～②の者に係る「 <u>常勤性を確認できる書類(健康保険証・出勤簿・給与簿・貸金台帳等)</u> 」 ※詳しくは、P43～44に記載

審査項目	提示書類
<p>建設機械の保有状況</p>	<p>下記の①又は②、及び③の書類 評価対象とするのは次のとおり。(審査基準日から1年7か月以上の契約期間を有するリース契約を結んでいる場合には、リース機械も台数に合算できる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械抵当法第二条に規定する建設機械のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー ・道路運送車両法第60条第1項の自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車 ・労働安全衛生施行令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車 ・締固め用機械は、労働安全衛生令別表第7第4号に掲げるローラー(ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー) ・解体用機械は、労働安全衛生法施行令別表第7第6号に掲げる「ブレーカ」及び同法施行規則第151条の175に定める「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」 <p>・労働安全衛生法に規定するつり上げ荷重3t以上の移動式クレーン</p> <p>①「売買契約書(写)」又は「販売店、メーカーからの販売証明書(写)又は所有権譲渡証明書(写)」等所有権を確認できる書類 ※前年提出のあった機械については不要です。</p> <p>② リース契約書(写)</p> <p>③「特定自主検査記録表(写)【建設機械】」「車検証(写)【ダンプ】」(車検証の備考欄に建又は(建)の記載がない場合も加点対象。ただし、「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は対象外。)又は「移動式クレーン検査証(写)【移動式クレーン】」(建設機械等が正常に稼動する状態にあることを確認) ※特定自主検査記録票等については、審査基準日時点で有効なものに限り認められます。 ※新車購入、新車リースの場合は不要です。</p>
<p>国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「エコアクション21の認証の有無」が「有」の場合 ・「ISO9001の登録の有無」が「有」の場合 ・「ISO14001の登録の有無」が「有」の場合 	<p>審査登録機関の認証を証明する書類(写)及び付属書(写) ※評価対象とするのは、(財)持続性推進機が認証したエコアクション21、(財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001(品質管理)、ISO14001(環境管理)の取得(認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位ではなく特定の事業所単位での認証となっている場合は除く。)</p>

IV 別紙二 技術職員名簿

審査項目	提示書類
技術職員の資格及び 常勤性	<p>下記の全ての書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象とする技術者は、審査基準日以前に6か月を超える恒常的雇用関係がある者に限定する。 ・<u>高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても、評価対象に含める。</u> <p>① 「<u>資格検定合格証書等(実務経験証明書含む)</u>」(全員分を名簿順に並べておく)</p> <p>② 「<u>基幹技能者講習修了証</u>」(該当者のみ)</p> <p>③ 6か月を超える雇用の確認書類 以下のいずれかの書類</p> <p>ア 健康保険加入者：健康保険証(写)(資格取得日から審査基準日までの期間が6か月超であることを確認)</p> <p>イ 雇用保険加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)(資格取得日から審査基準日までの期間が6か月超であることを確認)</p> <p>ウ その他の審査項目(社会性等)で「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金加入の有無」が「無」または「適用除外」のため、アまたはイに掲げる書類の提示ができない場合は、給与支給明細書又は出勤簿の写し等(雇用日から審査基準日までの期間が6か月超であることを確認)</p> <p>④ 常時雇用の確認書類 直近の健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知又は住民税特別徴収税額の通知書(写)</p> <p>下記のものは「講習受講」が「1」の場合に提示します。また、①と②は<u>両方とも必要</u>です。</p> <p>① 「<u>監理技術者資格者証</u>」(審査基準日時点で有効なもの)</p> <p>② 「<u>監理技術者講習修了証</u>」</p> <p>建設キャリアアップシステム(CCUS)において、レベル4又はレベル3を取得した技術者を記載する場合は、資格の確認資料として「能力評価(レベル判定)結果通知書」を提示してください。 当該書面は、レベル判定を受けた方が出力可能です。 ※キャリアアップカードの写しの提示は不要です。</p>

V 工事種類別完成工事高付表

審査項目	提示書類
完成工事の業種間積み上げを行う場合	積み上げ先の業種及び積み上げ元の業種に係る契約内容が確認できる書類（契約書、注文書、請書、領収書、見積書等） ※請負代金の大きい上位3位について提示

※過去の経営事項審査において、技術職員名簿に記載されている職員に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面等の写し（有効期間の定めがないものに限る。）を提出している場合、内容に変更が無い場合は提出不要です。

【行政書士による代理申請について】

申請書（届出書）には、申請者（委任者）と申請代理人（行政書士）とを連記し、代理申請を行う行政書士の職印を押印してください（行政書士法施行規則第9条第2項）。

※委任状は各申請（届出）毎に作成してください。様式は任意ですが、次の事項を必須とします。

- ・申請者（委任者）及び申請代理人（行政書士）の住所又は所在地及び氏名又は名称等
- ・申請代理人の行政書士登録番号（行政書士証票の番号）
- ・委任内容（具体的に示すこと。）
- ・委任日（委任状の日付は申請日前3か月以内のものに限ります。）

3 審査手数料

(1) 審査手数料の算定方法

許可区分	納付方法	基本料金	業種別料金
知事許可	県証紙	8,500 円 (経営規模等評価 8,100 円 + 総合評定値通知 400 円)	2,500 円 × 審査業種数 (経営規模等評価 2,300 円 + 総合評定値通知 200 円)

経営規模等評価のみ、総合評定値のみの審査も法律上可能です。その場合、総合支庁の窓口で事前にご相談ください。なお、経営規模等評価のみの申請の場合、公共工事の元請になれませんので、十分留意してください。

経営状況分析の手数料については、各経営状況分析機関にお問合せください。

県証紙は、県総合支庁売店（置賜総合支庁西置賜地域振興局を除く。）又は県内の県証紙売りさばき所で購入できます。

電子申請の場合も、県証紙を管内の総合支庁へ郵送（書留又は簡易書留）又は提出してください。

一旦申請した場合、申請を取り下げても、審査手数料は返還されませんので、ご注意ください。

(2) 審査手数料の早見表

業種数	手数料
1 業種	11,000 円
2 業種	13,500 円
3 業種	16,000 円
4 業種	18,500 円
5 業種	21,000 円
6 業種	23,500 円
7 業種	26,000 円
8 業種	28,500 円
9 業種	31,000 円
10 業種	33,500 円

業種数	手数料
11 業種	36,000 円
12 業種	38,500 円
13 業種	41,000 円
14 業種	43,500 円
15 業種	46,000 円
16 業種	48,500 円
17 業種	51,000 円
18 業種	53,500 円
19 業種	56,000 円
20 業種	58,500 円

業種数	手数料
21 業種	61,000 円
22 業種	63,500 円
23 業種	66,000 円
24 業種	68,500 円
25 業種	71,000 円
26 業種	73,500 円
27 業種	76,000 円
28 業種	78,500 円
29 業種	81,000 円

4 審査基準

(1) 総合評定値の計算方法

総合評定値は、以下の式から算定されます。

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 X_1 + 0.15 X_2 + 0.20 Y + 0.25 Z + 0.15 W$$

X_1 = 業種別完工高の評点

X_2 = 自己資本額と平均利益額の評点

Y = 経営状況分析の評点

Z = 技術職員数と元請完工高の評点

W = その他の審査項目(社会性等)の評点

※ 小数点以下第一位で四捨五入。

例： X_1 業種別完工高	: 711 点
X_2 自己資本額と平均利益額	: 661 点
Y 経営状況分析	: 700 点
Z 技術職員数と元請完工高	: 666 点
W その他の審査項目(社会性等)	: 760 点

の場合(申請業種：土木一式)

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 \times 711 + 0.15 \times 661 + 0.20 \times 700 + 0.25 \times 666 + 0.15 \times 760 = \boxed{697 \text{ 点}}$$

(2) X_1 業種別完工高

I X_1 業種別完工高の評点

X_1 の平均完工高は、① 直前2年平均又は② 直前3年平均から選択できます。(ただし、業種毎
ばらばらには選択できません。)

直前3年平均の場合は、別紙一「工事種類別完成工事高」左欄に前々期(A)と前期(B)の平均(D)
を、右欄に基準年(C)を記入します。計算は、 $(D \times 2 + C) / 3 = (A + B + C) / 3$ で計算さ
れます。

事業年度の変更や合併等により審査対象年及び前(前々)審査対象年が24か月(36か月)に満た
ない場合は、年額換算します。(年額換算の具体例については、P65「6 その他の注意事項」を参照
してください。)

業種別完工高(千円)の該当する「区分」の「評点」欄の計算式に当てはめて、 X_1 の評点を算定
します。(端数切捨)

例：土木一式の平均完工高が1億円の場合

換算表の区分→(31)

$$X_1 = 19 \times \frac{100,000 \text{ 千円}}{20,000} + 616 = \boxed{711 \text{ 点}}$$

換算表 X₁

工種別年間平均完工高	区分	評点
1,000 億円以上	(1)	2,309
800 億円以上 1,000 億円未満	(2)	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
600 億円以上 800 億円未満	(3)	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
500 億円以上 600 億円未満	(4)	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
400 億円以上 500 億円未満	(5)	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
300 億円以上 400 億円未満	(6)	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
250 億円以上 300 億円未満	(7)	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
200 億円以上 250 億円未満	(8)	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
150 億円以上 200 億円未満	(9)	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
120 億円以上 150 億円未満	(10)	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
100 億円以上 120 億円未満	(11)	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
80 億円以上 100 億円未満	(12)	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
60 億円以上 80 億円未満	(13)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
50 億円以上 60 億円未満	(14)	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
40 億円以上 50 億円未満	(15)	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
30 億円以上 40 億円未満	(16)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
25 億円以上 30 億円未満	(17)	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
20 億円以上 25 億円未満	(18)	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
15 億円以上 20 億円未満	(19)	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
12 億円以上 15 億円未満	(20)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
10 億円以上 12 億円未満	(21)	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
8 億円以上 10 億円未満	(22)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
6 億円以上 8 億円未満	(23)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
5 億円以上 6 億円未満	(24)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
4 億円以上 5 億円未満	(25)	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
3 億円以上 4 億円未満	(26)	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
2 億 5,000 万円以上 3 億円未満	(27)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
2 億円以上 2 億 5,000 万円未満	(28)	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$
1 億 5,000 万円以上 2 億円未満	(29)	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
1 億 2,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満	(30)	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
1 億円以上 1 億 2,000 万円未満	(31)	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
8,000 万円以上 1 億円未満	(32)	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
6,000 万円以上 8,000 万円未満	(33)	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
5,000 万円以上 6,000 万円未満	(34)	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
4,000 万円以上 5,000 万円未満	(35)	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
3,000 万円以上 4,000 万円未満	(36)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
2,500 万円以上 3,000 万円未満	(37)	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
2,000 万円以上 2,500 万円未満	(38)	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
1,500 万円以上 2,000 万円未満	(39)	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
1,200 万円以上 1,500 万円未満	(40)	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
1,000 万円以上 1,200 万円未満	(41)	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
1,000 万円未満	(42)	$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

○ **X₁業種別完工高の確認書類**

- ① 「契約書、注文書、請書、領収書、見積書等の写し」(建設工事の種類毎に請負代金の大きい上位3件について提示)
- ② 「消費税及び地方消費税確定申告書(控え)」
- ③ 「消費税及び地方消費税納税証明書(第8号書式(その1))」(税務署が発行)

決算変更届を提出する時に作成する「様式第2号 工事経歴書」の内容と、契約書の内容を突き合わせて確認します。

また、消費税確定申告書の写しと消費税納税証明書は、完工高の合計と比較し、「課税標準額 > 完工高の合計」となっていることを確認します。「課税標準額 < 完工高の合計」となっている場合は、完工高の計算ミス等が疑われますので、ご確認ください。

II 工事経歴書の記載方法

「決算変更届」を作成する際には、「様式第二号 工事経歴書」を使用してください。

例：○×建設の工事経歴書の記載例

業 種：とび・土工

決 算 期：平成29年10月～平成30年9月

施工実績：元 請	A地区地すべり防止工事	200,000 千円
	B川護床ブロック設置工事	120,000 千円
	市道C線防護柵設置工事	50,000 千円
	○○工事	45,000 千円
	●●工事	40,000 千円
	□□工事	35,000 千円
	■■工事	10,000 千円
	元請小計(7件)	<u>500,000 千円</u> ・・・①

下 請	○○ビル新築工事の内くい打ち工事	100,000 千円
	D宅新築工事の内足場設置工事	70,000 千円
	◇◇工事	30,000 千円
	下請小計(3件)	<u>200,000 千円</u> ・・・②

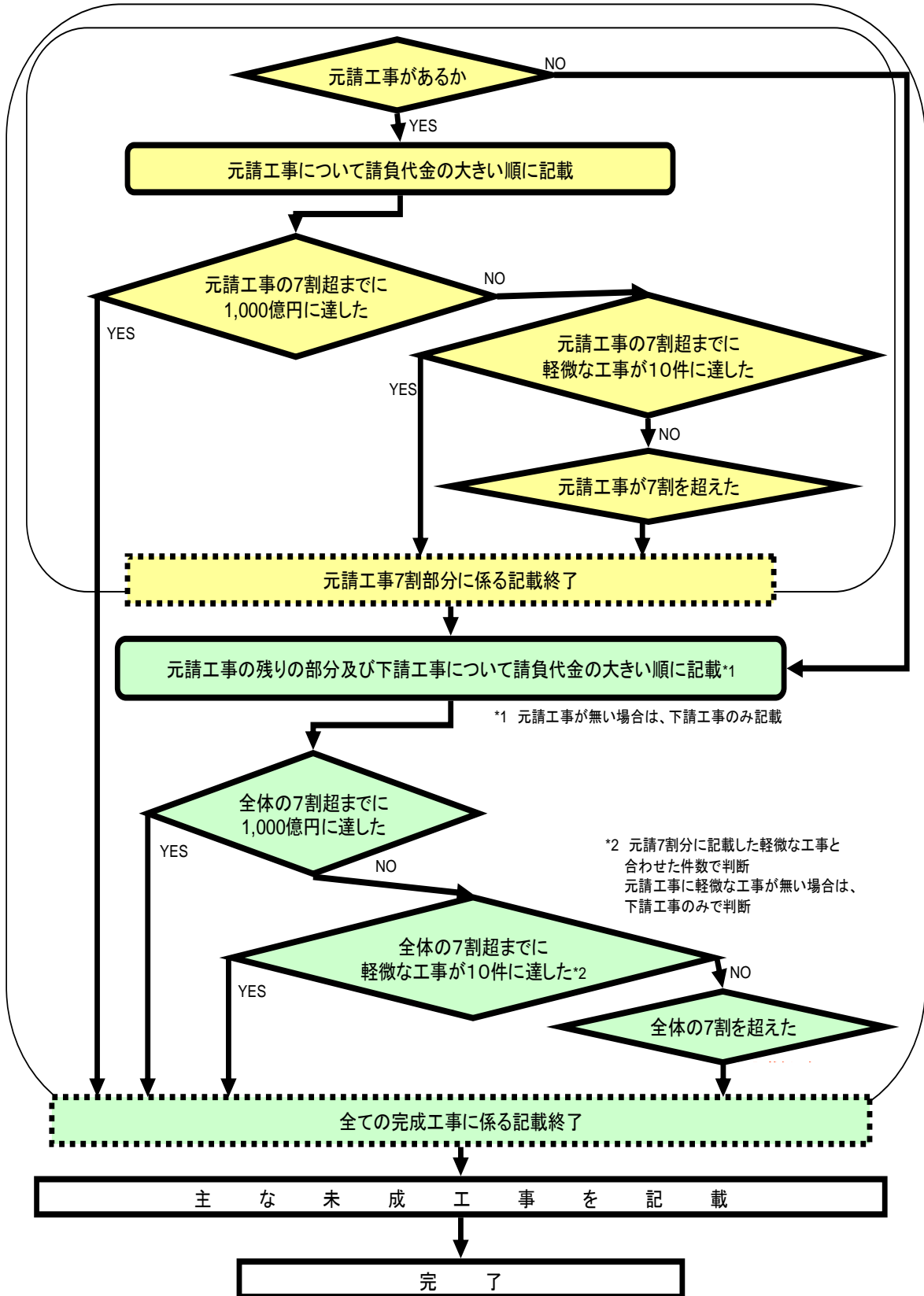
完工高合計(10件) 700,000 千円 = ①元請 + ②下請

上記のような場合は、次ページのように記載します。

工事経歴書(第2号様式)の記載フロー

別添

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 - ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
- ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



Ⅲ 完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ

次の場合、許可業種間において、経営事項審査の申請を行わない業種の完成工事高をその内容に応じて、申請業種の完成工事高に含めることができます。

①一式工事への専門工事の積み上げ

土木一式	←	とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物、舗装、水道施設、解体 ※上記工事のうち、建築に関するものは対象外。
建築一式	←	大工、左官、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具、解体 ※上記工事のうち、土木に関するものは対象外。

②専門工事への他の専門工事の積み上げ（矢印方向に相互に積み上げ可能）

とび・土工・コンクリート工事	⇔	石工事
電気工事	⇔	電気通信工事
管工事	⇔	水道施設工事
管工事	⇔	消防施設工事

【注意事項】

- ・ 工事経歴書は業種毎に作成が必要です。
- ・ 積み上げ元の業種の完成工事高の一部のみの振り替えはできません。
- ・ 積み上げ元の業種については、入札参加資格申請ができません。
- ・ 公共工事の発注者によっては、積み上げ先の業種で経営事項審査を受けたとみなさないことがあり、公共工事の入札に参加できないことがありますので、各発注者に経営事項審査の完成工事高の業種間積み上げを認めているか否かを確認してください。

○確認書類

- ・ 工事種類別完成工事高付表（別紙様式第1号）※提出
- ・ 積み上げ先の業種及び積み上げ元の業種に係る契約内容が確認できる書類（契約書、注文書、請書、領収書、見積書等の写し）※請負代金の大きい上位3位について提示

(3) X₂の自己資本額と平均利益額

I 自己資本額の点数

自己資本額は財務諸表の「貸借対照表」の「純資産額合計」欄の金額になります。X₂の自己資本額は、① **審査基準日時点**、② **前年度決算日との平均**(端数切捨)、から選択できます。

自己資本額の該当する「区分」の「点数」欄の計算式に当てはめて、自己資本額の点数を算定します。(端数切捨)

例：自己資本額が**5,000万円**の場合

換算表の区分→(39)

自己資本額点数(イ) = $11 \times 50,000 \text{ 千円} \div 10,000 + 614 = \mathbf{669 \text{ 点}}$

換算表 X₂ (自己資本額)

自己資本額又は平均自己資本額	区分	点数
3,000 億円以上	(1)	2,114
2,500 億円以上 3,000 億円未満	(2)	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
2,000 億円以上 2,500 億円未満	(3)	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
1,500 億円以上 2,000 億円未満	(4)	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
1,200 億円以上 1,500 億円未満	(5)	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
1,000 億円以上 1,200 億円未満	(6)	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
800 億円以上 1,000 億円未満	(7)	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
600 億円以上 800 億円未満	(8)	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
500 億円以上 600 億円未満	(9)	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
400 億円以上 500 億円未満	(10)	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
300 億円以上 400 億円未満	(11)	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
250 億円以上 300 億円未満	(12)	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
200 億円以上 250 億円未満	(13)	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
150 億円以上 200 億円未満	(14)	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$
120 億円以上 150 億円未満	(15)	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
100 億円以上 120 億円未満	(16)	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
80 億円以上 100 億円未満	(17)	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$
60 億円以上 80 億円未満	(18)	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
50 億円以上 60 億円未満	(19)	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
40 億円以上 50 億円未満	(20)	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
30 億円以上 40 億円未満	(21)	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
25 億円以上 30 億円未満	(22)	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
20 億円以上 25 億円未満	(23)	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
15 億円以上 20 億円未満	(24)	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
12 億円以上 15 億円未満	(25)	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
10 億円以上 12 億円未満	(26)	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
8 億円以上 10 億円未満	(27)	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
6 億円以上 8 億円以上	(28)	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
5 億円以上 6 億円未満	(29)	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
4 億円以上 5 億円以上	(30)	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$

自己資本額又は平均自己資本額		区分	点数
3億円以上	4億円以上	(31)	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
2億5,000万円以上	3億円未満	(32)	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
2億円以上	2億5,000万円未満	(33)	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
1億5,000万円以上	2億円未満	(34)	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	(35)	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
1億円以上	1億2,000万円未満	(36)	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
8,000万円以上	1億円未満	(37)	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
6,000万円以上	8,000万円未満	(38)	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
5,000万円以上	6,000万円未満	(39)	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
4,000万円以上	5,000万円未満	(40)	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
3,000万円以上	4,000万円未満	(41)	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
2,500万円以上	3,000万円未満	(42)	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
2,000万円以上	2,500万円未満	(43)	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
1,500万円以上	2,000万円未満	(44)	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
1,200万円以上	1,500万円未満	(45)	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
1,000万円以上	1,200万円未満	(46)	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
	1,000万円未満	(47)	$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

○ 自己資本額の確認書類

① 財務諸表の「貸借対照表」の「純資産額合計」

審査対象となる期の財務諸表の「貸借対照表」の「純資産額合計」の額を確認します。前年度決算日との平均の場合は、前期の「貸借対照表」も必要になります。

ただし、決算変更届提出時に提出してもらっているため、経審の審査日には持参していただく必要はありません。

II 平均利益額の点数

平均利益額は、下記により算定します。

$$\text{平均利益額} = (\text{審査対象となる期の利払前税引前償却前利益} + \text{前期の利払前税引前償却前利益}) \div 2$$

※1 利払前税引前償却前利益＝「営業利益」＋「減価償却実施額」

※2 営業利益＝財務諸表の「損益計算書」の「営業利益」の額

※3 減価償却実施額＝「未成工事支出金に係る減価償却費」＋「販売費及び一般管理費に係る減価償却費」＋「完成工事原価に係る減価償却費」＋「兼業事業売上原価に係る減価償却費」＋「その他減価償却費として費用を計上した額」

X₂の平均利益額は、2期平均により算定します。事業年度の変更や組織変更等により事業年度の変更や合併等により審査対象年及び前審査対象年が24か月に満たない場合は、X₁の完工高と同じ方法で、年額換算します。

前記の方法で算定した平均利益額の該当する「区分」の「点数」欄の計算式に当てはめて、平均利益額の点数を算定します。(端数切捨)

例：平均利益額が **2,200 万円** の場合

換算表の区分→(33)

$$\text{平均利益額点数(口)} = 10 \times \underline{22,000 \text{ 千円}} \div 5,000 + 609 = \underline{653 \text{ 点}}$$

換算表 X₂ (平均利益額)

平均利益額	区分	点数
300 億円以上	(1)	2,447
250 億円以上 300 億円未満	(2)	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
200 億円以上 250 億円未満	(3)	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
150 億円以上 200 億円未満	(4)	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
120 億円以上 150 億円未満	(5)	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
100 億円以上 120 億円未満	(6)	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
80 億円以上 100 億円未満	(7)	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
60 億円以上 80 億円未満	(8)	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
50 億円以上 60 億円未満	(9)	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
40 億円以上 50 億円未満	(10)	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
30 億円以上 40 億円未満	(11)	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
25 億円以上 30 億円未満	(12)	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
20 億円以上 25 億円未満	(13)	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
15 億円以上 20 億円未満	(14)	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
12 億円以上 15 億円未満	(15)	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
10 億円以上 12 億円未満	(16)	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
8 億円以上 10 億円未満	(17)	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
6 億円以上 8 億円未満	(18)	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
5 億円以上 6 億円未満	(19)	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
4 億円以上 5 億円未満	(20)	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
3 億円以上 4 億円未満	(21)	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
2 億 5,000 万円以上 3 億円未満	(22)	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
2 億円以上 2 億 5,000 万円未満	(23)	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
1 億 5,000 万円以上 2 億円未満	(24)	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
1 億 2,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満	(25)	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
1 億円以上 1 億 2,000 万円未満	(26)	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
8,000 万円以上 1 億円未満	(27)	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
6,000 万円以上 8,000 万円以上	(28)	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
5,000 万円以上 6,000 万円未満	(29)	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
4,000 万円以上 5,000 万円以上	(30)	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
3,000 万円以上 4,000 万円以上	(31)	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
2,500 万円以上 3,000 万円未満	(32)	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
2,000 万円以上 2,500 万円未満	(33)	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
1,500 万円以上 2,000 万円未満	(34)	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$

平均利益額		区分	点数
1,200万円以上	1,500万円未満	(35)	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
1,000万円以上	1,200万円未満	(36)	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
	1,000万円未満	(37)	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

○ 平均利益額の確認書類

下記の取扱いは、山形県知事許可業者の場合です。

- ・ 経営状況分析結果通知書に「参考値」として、営業利益（当期・前期）、減価償却実施額（当期・前期）の記載がある場合は、その数値により確認します。
- ・ 経営状況分析結果通知書に、営業利益、減価償却実施額の記載がない場合、決算期を変更した場合は、下記の書類により確認します。

法人の場合

- ① 財務諸表の様式第16号「損益計算書」の「営業利益」
- ② 「法人税申告書 別表16(1)又は別表16(2)(写)」
- ③ 上記に加え、該当する「その他の減価償却実施額を証する書類(別表16(4)、等)」

個人の場合

- ① 財務諸表の様式第19号「損益計算書」の「営業利益」
- ② 「所得税青色申告決算書(一般用)(写)」又は「収支内訳書(一般用)(写) (いわゆる白色申告)」

「営業利益」は「損益計算書」の「営業利益」欄の金額です。

- ①は決算変更届で提出済のため、改めて提出する必要はありません。
- ②については、2期平均で算定するため、審査対象事業年度とその前年度の2期分の書類が必要になります。次ページ以降の様式の写しをご覧ください。

i 法人税申告書 別表 16(1)…定額法による減価償却をしている場合

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名	別表十六(一) 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分			
欄	1						
欄	2						
欄	3						
欄	4						
欄	5						
欄	6						
欄	7						
欄	8						
欄	9						
欄	10						
欄	11						
欄	12						
欄	13						
欄	14						
欄	15						
欄	16						
欄	17						
欄	18						
欄	19						
欄	20						
欄	21						
欄	22						
欄	23						
欄	24						
欄	25						
欄	26						
欄	27						
欄	28						
欄	29						
欄	30						
欄	31						
欄	32						
欄	33						
欄	34						
欄	35						
欄	36						
欄	37						
欄	38						
欄	39						
欄	40						
欄	41						
欄	42						
欄	43						
欄	44						
欄	45						
欄	46						
欄	47						

「当期償却額 35」欄の合計を千円未満切捨し、経審申請書に記載します。



脚 注 意
 1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なることにより別行にして、その合計額を記載できますが、(1)期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して、「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。
 2 租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

ii 法人税申告書 別表 16(2)・・・定率法による減価償却をしている場合

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度: . . . 法人名: ()

別表十六(二) 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

欄	1								
資産の種類	2								
取得の日	3								
取得年月日	4
事業の用に供した年月日	5								
耐用年数	6	年	年	年	年	年	年	年	年
取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外	円
庄立金等による増額	8								
差引取得価額	9								
償却開始の当期の減価償却額	10								
期末現在の積立金の額	11								
積立金の期中取崩額	12								
差引償却累計額	13	外△	外△	外△	外△	外△	外△	外△	外△
積立金に計上した当期償却額	14								
前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外	外	外	外
合計	16								
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額償却計算の基礎となる金額	17								
償却計算の基礎となる金額	18								
差引取得価額 × 6% ÷ 耐用年数	19								
旧定率法の償却率	20								
算出償却額 (19 × 20)	21		円		円		円		円
増加償却額 (21 × 増率)	22	()	()	()	()	()	()	()	()
合計 (21 + 22)	23								
算出償却額 (23 - 1月) × 12	24								
定率法の償却率	25								
調整前償却額 (24 × 25)	26		円		円		円		円
償却保証率	27								
償却保証額 (26 × 27)	28		円		円		円		円
改定取得価額	29								
改定償却率	30								
改定償却額 (29 × 30)	31		円		円		円		円
増加償却額 (31 - 24) × 増率	32	()	()	()	()	()	()	()	()
合計 (24 + 32)	33								
当期分の普通償却限度額等 (33、34又は35)	34								
特別償却限度額 (36)	35								
特別償却限度額 (36)	36	外	外	外	外	外	外	外	外
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37								
合計 (37 + 36)	38								
当期償却額	39								
償却不足額	40								
償却超過額 (39 - 38)	41								
前期からの繰越額	42	外	外	外	外	外	外	外	外
当期償却不足によるもの積立金取崩しの金額	43								
差引合併翌期への繰越額 (43 - 42)	44								
差引合併翌期への繰越額 (44 - 43)	45								
当期に繰り越すべき特別償却不足額 (46 - 45) と (38 - 39) のうち少ない金額	46								
当期において切り替える特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47								
差引翌期への繰越額 (47 - 46)	48								
翌期への繰越額	49								
当期分不足額	50								
特別償却限度額に上り引き繰ぐべき合併等特別償却不足額 (50 - 48) と (46) のうち少ない金額	51								

備考

法 0301-1602

「当期償却額 39」欄の合計を千円未満切捨し、経審申請書に記載します。

iii 個人の場合

F A O 2 0 2

平成 年分所得税青色申告決算書 (一般用)

青色申告

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号 (自宅) 番号 (事業所)	氏名 (名称)
業種名	加入団体名	電話番号

平成 年 月 日

損益計算書 (自 月 日 至 月 日)

提出用	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
	売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①		減価償却費 ⑩		貸倒引当金 ⑭	
	消費税込(販売)額 ②		雑損失 ⑪		引当金等 ⑮	
	仕入金額 (消費税別) ③		給料賃金 ⑫		計 ⑯	
	小計 (②+③) ④		外注工費 ⑬		専従者給与 ⑰	
	消費税込(販売)額 ⑤		利子割引料 ⑭			
	差引原価 (④-⑤) ⑥		地代家賃 ⑮			
	差引金額 (①-⑥) ⑦		貸倒金 ⑯			
	租税公課 ⑧					
	荷造運賃 ⑨					
	水道光熱費 ⑩					
	旅費交通費 ⑪					
	通信費 ⑫					
	広告宣伝費 ⑬					
	接待交際費 ⑭					
	損害保険料 ⑮					
	修繕費 ⑯					
			雑費 ⑰			
			計 ⑱			
			差引金額 (⑦-⑱)			

「減価償却費」欄の金額を千円未満切捨し、
経審申請書に記載します。

白色申告

F A D 3 0 2

平成 年分収支内訳書 (一般用) (あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号 (自宅) 番号 (事業所)	氏名 (名称)
業種名	加入団体名	電話番号

平成 年 月 日

(自 月 日 至 月 日)

○給料賃金の内訳

科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	氏名 (年齢)	従事月数	給料賃金	合計	源泉徴収税額
売上(収入)金額 ①		旅費交通費 ①		(歳)				
家事消費費 ②		通信費 ②		(歳)				
その他の収入 ③		広告宣伝費 ③		(歳)				
計 (①+②+③) ④		接待交際費 ④		(歳)				
消費税込(販売)額 ⑤		損害保険料 ⑤		(歳)				
仕入金額 (消費税別) ⑥		修繕費 ⑥		(歳)				
小計 (④+⑥) ⑦		遊楽娯楽費 ⑦						
消費税込(販売)額 ⑧		雑費 ⑧						
差引原価 (⑦-⑧) ⑨		小計 (⑧-CETの⑩)						
差引金額 (①-⑨) ⑩		経費計 (⑧-CETの⑩+⑪)						
給料賃金 ⑪		専従者控除の所得金額 (⑩-⑪)						
外注工費 ⑫		専従者控除 ⑫						
減価償却費 ⑬		所得金額 (⑩-⑫)						
地代家賃 ⑭								
利子割引料 ⑮								
租税公課 ⑯								
荷造運賃 ⑰								
水道光熱費 ⑱								

「減価償却費」欄の金額を千円未満切捨し、
経審申請書に記載します。

Ⅲ X₂評点の算定方法

I (自己資本額の点数) と II (平均利益額の点数) で算定した各点数を平均し、X₂を算定します。

$$X_2 = \text{自己資本額の評点} + \text{平均利益額の評点} \div 2 \text{ (端数切捨)}$$

例： I (イ=669 点) と II (ロ=653 点) の例の場合

$$X_2 = (669 + 653) \div 2 = \boxed{661 \text{ 点}}$$

(4) Y 経営状況分析

I 経営状況分析の実施機関

Y評点の審査は、国土交通大臣が登録した「経営状況分析機関」によって実施します。登録されている「経営状況分析機関」は、国土交通省のホームページで確認することができます。

◆ 登録経営状況分析機関一覧

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html (国土交通省)

経営状況分析の申込や添付書類等については、各分析機関にお問合せください。

II Y評点の算定方法

Y評点は、下記の式により算定します。

$$Y = 167.3 \times A \text{ (経営状況点数)} + 583$$

$$\begin{aligned} A \text{ (経営状況分析点数)} = & -0.4650 \times X_1 \text{ (純支払利息比率)} [-0.3\% \sim 5.1\%] \\ & -0.0508 \times X_2 \text{ (負債回転期間)} [0.9 \sim 18.0] \\ & +0.0264 \times X_3 \text{ (総資本売上総利益率)} [6.5\% \sim 63.6\%] \\ & +0.0277 \times X_4 \text{ (売上高経常利益率)} [-8.5\% \sim 5.1\%] \\ & +0.0011 \times X_5 \text{ (自己資本対固定資産比率)} [-76.5\% \sim 350.0\%] \\ & +0.0089 \times X_6 \text{ (自己資本比率)} [-68.6\% \sim 68.5\%] \\ & +0.0818 \times X_7 \text{ (営業キャッシュフロー)} [-10.0 \sim 15.0] \\ & +0.0172 \times X_8 \text{ (利益剰余金)} [-3.0 \sim 100.0] \\ & +0.1906 \end{aligned}$$

$$X_1 \text{ (純支払利息比率)} = (\text{支払利息} - \text{受取利息配当金}) / \text{売上高} \times 100$$

$$X_2 \text{ (負債回転期間)} = (\text{流動負債} + \text{固定負債}) / (\text{売上高} \div 12)$$

$$X_3 \text{ (総資本売上総利益率)} = \text{売上総利益} / \text{総資本 (2期平均)} \times 100$$

$$X_4 \text{ (売上高経常利益率)} = \text{経常利益} / \text{売上高} \times 100$$

$$X_5 \text{ (自己資本対固定資産比率)} = \text{自己資本} / \text{固定資産} \times 100$$

$$X_6 \text{ (自己資本比率)} = \text{自己資本} / \text{総資本} \times 100$$

$$X_7 \text{ (営業キャッシュフロー)} = (\text{「経常利益」} + \text{「減価償却実施額」} - \text{「法人税、住民税及び事業税」} \pm \text{「引当金増減額」} \pm \text{「売掛債権増減額」} \pm \text{「仕入債務増減額」} \pm \text{「棚卸資産増減額」} \pm \text{「受入金増減額」}) / 1 \text{ 億}$$

$$X_8 \text{ (利益剰余金)} = \text{利益剰余金} / 1 \text{ 億}$$

○ Y評点の確認書類

- ① 審査対象となる期の「財務諸表」
- ② 審査対象となる期の前期の「財務諸表」
- ③ 審査対象となる期の前々期の「財務諸表」

経営状況分析機関に提出する書類の詳細については、各分析機関にお問合せください。

(5) Z 技術職員数と元請完工高

I 技術職員数

① 技術職員数値の算定

Z 評点については、業種ごとに算定します。技術者の保有する資格に応じて、下記の区分により技術職員数値を算定します。資格の区分については、後述のコード表(P68～72)を参照してください。

1人の職員につき、技術職員として申請できる業種は2種類までになります。

1つの業種について、1人が、複数の資格を持っている場合、最も上位の資格(監理技術者講習受講者>1級技術者>監理技術者補佐>基幹技能者等>2級技術者等>その他)のみをカウントします。

1級技術者		監理技術者補佐	基幹技能者 又は レベル4技能者	2級技術者 又は レベル3技能者	その他
監理技術者資格証 保有 かつ 監理技術者講習 受講	左記以外の者				
6点	5点	4点	3点	2点	1点

※ 監理技術者補佐とは

主任技術者となる資格を有し、令和3年度以降の1級技術検定の第1次試験に合格した1級技士補である者です。(例：1級建設機械施工技士補、1級土木施工管理技士補 等)

監理技術者補佐(1級技士補)の資格により申請する場合、申請できる業種については、2級資格区分(主任技術者になることのできる資格)となりますので御注意ください。

※ 基幹技能者とは

国土交通大臣が登録した「登録基幹技能者講習実施機関」が実施する「登録基幹技能者講習」を受講し、その課程を修了した者。修了した者には、『登録基幹技能者講習修了証』が交付されます。(平成20年4月1日から建設業法施行規則に基づく登録講習制度として位置づけ。)

なお、登録基幹技能者講習実施前までに各専門工事業団体において認定してきた「基幹技能者」について、平成24年度まで所定の特例講習を受講した者(登録基幹技能者)に対し、『登録基幹技能者講習修了証』を交付することとしています。

※ レベル4・3技能者とは

建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成31年国土交通省告示第460号)第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者(レベル4)又はこれに次ぐものとされた建設技能者(レベル3)。

例：技術者A：1級建設機械施工技士(監理技術者資格者証保有かつ監理技術者講習受講)

技術者B：2級土木施工管理技士(土木)

技術者C：実務経験(基幹技能者認定)

の場合(申請業種：土木一式)

6点(技術者A) + 2点(技術者B) + 3点(技術者C) = **11点**

○ **技術職員数の確認書類**

- ① 「資格検定合格証書等(実務経験証明書を含む)」【必須】
- ② 「登録基幹技能者講習修了証」
- ③ 6か月を超える雇用の確認書類
以下のいずれかの書類

ア 健康保険加入者：健康保険証（写）（資格取得日から審査基準日までの期間が6か月超であることを確認）

イ 雇用保険加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）（資格取得日から審査基準日までの期間が6か月超であることを確認）

ウ その他の審査項目（社会性等）で、「雇用保険の加入の有無」、「健康保険の加入の有無」、「厚生年金加入の有無」が「無」または「適用除外」のため、アまたはイに掲げる書類の提示ができない場合は、給与支給明細書又は出勤簿の写し等（雇用日から審査基準日までの期間が6か月超であることを確認）

- ④ 常時雇用の確認書類
直近の健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知又は住民税特別徴収税額の通知書（写）
- ⑤ 継続雇用制度の確認書類（提出）
継続雇用制度の対象者であることを証する会社の代表者が記載した書面(様式第3号)（常時10人以上の労働者を使用する企業の場合には、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則）
- ⑥ 「監理技術者資格者証」
- ⑦ 「監理技術者講習修了証」
- ⑧ 「能力評価（レベル判定）結果通知書」

②、⑥、⑦、⑧については、該当する場合に提示していただくことになります。

② 技術職員数の評定の算定方法

①で算定した「技術職員点数」の該当する「区分」の「点数」欄の計算式に当てはめて、技術職員数の評点を算定します。（端数切捨）

例：技術職員点数が **11点** の場合

換算表の区分：**(28)**

技術職員数の評点(イ) = $62 \times 11 \div 5 + 511 = 647$ 点

換算表Z(技術職員数)

技術職員数値	区分	点数
15,500 以上	(1)	2,335
11,930 以上 15,550 未満	(2)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 3,570 + 2,065$
9,180 以上 11,930 未満	(3)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 2,750 + 1,998$
7,060 以上 9,180 未満	(4)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 2,120 + 1,939$
5,430 以上 7,060 未満	(5)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 1,630 + 1,876$
4,180 以上 5,430 未満	(6)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 1,250 + 1,808$
3,210 以上 4,180 未満	(7)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 970 + 1,747$
2,470 以上 3,210 未満	(8)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 740 + 1,686$

技術職員数値		区分	点数
1,900 以上	2,470 未満	(9)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 570 + 1,624$
1,460 以上	1,900 未満	(10)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 440 + 1,558$
1,130 以上	1,460 未満	(11)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 330 + 1,488$
870 以上	1,130 未満	(12)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 260 + 1,434$
670 以上	870 未満	(13)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 200 + 1,367$
510 以上	670 未満	(14)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 160 + 1,318$
390 以上	510 未満	(15)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 120 + 1,247$
300 以上	390 未満	(16)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 90 + 1,183$
230 以上	300 未満	(17)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 70 + 1,119$
180 以上	230 未満	(18)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 50 + 1,040$
140 以上	180 未満	(19)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 40 + 984$
110 以上	140 未満	(20)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 30 + 907$
85 以上	110 未満	(21)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 25 + 860$
65 以上	85 未満	(22)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 20 + 810$
50 以上	65 未満	(23)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 15 + 742$
40 以上	50 未満	(24)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 10 + 633$
30 以上	40 未満	(25)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 10 + 633$
20 以上	30 未満	(26)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 10 + 636$
15 以上	20 未満	(27)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 5 + 508$
10 以上	15 未満	(28)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 5 + 511$
5 以上	10 未満	(29)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 5 + 509$
	5 未満	(30)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 5 + 510$

II 元請完工高

① 元請完工高の評定の算定

元請完工高は、 X_1 の完工高と同様に、① 直前2年平均又は② 直前3年平均から選択できます。(ただし、業種毎ばらばらには選択できません。)

直前3年平均の場合は、別紙一「工事種類別元請完成工事高」の左欄に前々期(A)と前期(B)の平均(D)を、右欄に基準年(C)を記入します。計算は、 $(D \times 2 + C) \div 3 = (A + B + C) \div 3$ で計算されます。

ただし、 X_1 の完工高の区分を2年平均とした場合は、2年平均を選択し、 X_1 の完工高の区分を3年平均とした場合は、3年平均を選択してください。

		X_1 の区分	
		2年平均	3年平均
元請完工高 の区分	2年平均	○	×
	3年平均	×	○

事業年度の変更や合併等により審査対象年及び前(前々)審査対象年が24か月(36か月)に満たない場合は、年額換算します。(年額換算の具体例については、P65「6 その他の注意事項」を参照してください。)

元請完工高(千円)の該当する「区分」の「評点」欄の計算式に当てはめて、元請完工高の評点

を算定します。(端数切捨)

例：土木一式の元請完工高が **5,000 万円** の場合

換算表の区分→(34)

元請完工高(口) = $22 \times 50,000 \text{ 千円} \div 10,000 + 635 = \mathbf{745 \text{ 点}}$

換算表 Z (元請完工高)

工種別年間平均完工高	区分	評点
1,000 億円以上	(1)	2,865
800 億円以上 1,000 億円未満	(2)	$119 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 20,000,000 + 2,270$
600 億円以上 800 億円未満	(3)	$145 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 20,000,000 + 2,166$
500 億円以上 600 億円未満	(4)	$87 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000,000 + 2,079$
400 億円以上 500 億円未満	(5)	$104 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000,000 + 1,994$
300 億円以上 400 億円未満	(6)	$126 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000,000 + 1,906$
250 億円以上 300 億円未満	(7)	$76 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000,000 + 1,828$
200 億円以上 250 億円未満	(8)	$90 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000,000 + 1,758$
150 億円以上 200 億円未満	(9)	$110 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000,000 + 1,678$
120 億円以上 150 億円未満	(10)	$81 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 3,000,000 + 1,603$
100 億円以上 120 億円未満	(11)	$63 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 2,000,000 + 1,549$
80 億円以上 100 億円未満	(12)	$75 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 2,000,000 + 1,489$
60 億円以上 80 億円未満	(13)	$92 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 2,000,000 + 1,421$
50 億円以上 60 億円未満	(14)	$55 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 1,000,000 + 1,367$
40 億円以上 50 億円未満	(15)	$66 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 1,000,000 + 1,312$
30 億円以上 40 億円未満	(16)	$79 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 1,000,000 + 1,260$
25 億円以上 30 億円未満	(17)	$48 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 500,000 + 1,209$
20 億円以上 25 億円未満	(18)	$57 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 500,000 + 1,164$
15 億円以上 20 億円未満	(19)	$70 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 500,000 + 1,112$
12 億円以上 15 億円未満	(20)	$50 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 300,000 + 1,072$
10 億円以上 12 億円未満	(21)	$41 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 200,000 + 1,026$
8 億円以上 10 億円未満	(22)	$47 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 200,000 + 996$
6 億円以上 8 億円未満	(23)	$57 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 200,000 + 956$
5 億円以上 6 億円未満	(24)	$36 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 100,000 + 911$
4 億円以上 5 億円未満	(25)	$40 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 100,000 + 891$
3 億円以上 4 億円未満	(26)	$51 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 100,000 + 847$
2 億 5,000 万円以上 3 億円未満	(27)	$30 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 50,000 + 820$
2 億円以上 2 億 5,000 万円未満	(28)	$35 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 50,000 + 795$
1 億 5,000 万円以上 2 億円未満	(29)	$45 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 50,000 + 755$
1 億 2,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満	(30)	$32 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 30,000 + 730$
1 億円以上 1 億 2,000 万円未満	(31)	$26 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 20,000 + 702$
8,000 万円以上 1 億円未満	(32)	$29 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 20,000 + 687$
6,000 万円以上 8,000 万円未満	(33)	$36 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 20,000 + 659$
5,000 万円以上 6,000 万円未満	(34)	$22 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000 + 635$
4,000 万円以上 5,000 万円未満	(35)	$27 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000 + 610$
3,000 万円以上 4,000 万円未満	(36)	$31 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000 + 594$

工種別年間平均完工高		区分	評点
2,500万円以上	3,000万円未満	(37)	$19 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000 + 573$
2,000万円以上	2,500万円未満	(38)	$23 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000 + 553$
1,500万円以上	2,000万円未満	(39)	$28 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000 + 533$
1,200万円以上	1,500万円未満	(40)	$19 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 3,000 + 522$
1,000万円以上	1,200万円未満	(41)	$16 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 2,000 + 502$
	1,000万円未満	(42)	$341 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000 + 241$

※ 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

○ 元請完工高の確認書類

① 「契約書、注文書、請書、領収書、見積書等の写し」（建設工事の種類毎に請負代金の大きい上位3件について提示。）

決算変更届を提出する時に作成する「様式第2号 工事経歴書」の内容と、契約書の内容を突合して確認します。X₁を確認する際に使用するものと同じです。

Ⅲ Z評点の算定方法

I（技術職員数の評点）とII（元請完工高の評点）で算定した各点数を下記の算定式に当てはめ、Zを算定します。

$$Z = (\text{技術職員数の評点}) \times \frac{4}{5} + (\text{元請完工高の評点}) \times \frac{1}{5} \quad (\text{端数切捨})$$

例：I（イ=647点）とII（ロ=745点）の例の場合

$$Z = (647 \times \frac{4}{5}) + (745 \times \frac{1}{5}) = 666.6 = \boxed{666 \text{ 点}}$$

(6) W その他の審査項目(社会性等)

I 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況は、下記の①～⑪の点数を合計して算定します。

例：① 雇用保険加入の有無	：無(−40点)
② 健康保険の加入の有無	：適用除外(減点なし)
③ 厚生年金保険加入の有無	：有(減点なし)
④ 建設業退職金共済制度加入の有無	：有(+15点)
⑤ 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	：有(+15点)
⑥ 法定外労働災害補償制度加入の有無	：無(0点)
⑦若年技術職員の継続的な育成及び確保	：有(+1点)
⑧新規若年技術職員の育成及び確保	：有(+1点)
⑨CPD単位取得数・技能レベル向上者数	：有(+3点)
⑩ワーク・ライフ・バランスに関する取組の審査基準及び評点	：有(+5点)
⑪建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	：有(+10点)

の場合
建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況の点数(a)
=15+15+1+1+3+5+10−40=**10点**

① 雇用保険加入の有無

「無」の場合：−40点

※「有」となるのは、被保険者となる従業員全ての方について雇用保険に加入している場合。

確認書類として、下記のいずれかを提示していただきます。

書類	発行者
① 「 <u>資格取得等確認通知書</u> 」	・公共職業安定所
② <u>審査基準日を含む年度の「概算保険料又は確定保険料申告書」及び「領収済通知書(領収印が押されたもの)」</u>	

② 健康保険加入の有無

「無」の場合：−40点

※「有」となるのは被保険者となる従業員全ての方について健康保険に加入している場合。

確認書類として、下記のいずれかを提示していただきます。

書類	発行者
① 「 <u>被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書</u> 」	・日本年金機構
② 被保険者報酬月額基礎届に伴う「 <u>標準報酬決定通知書</u> 」	
③ 審査基準日を含む月の「 <u>保険料の領収証書</u> 」	

健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、健康保険については「適用除外」として審査を行います。

(この場合、当該保険の加入を示す書類を提示していただきます。)

③ 厚生年金保険加入の有無

「無」の場合：−40点

※「有」となるのは被保険者となる従業員全ての方について厚生年金保険に加入している場合。
確認書類として、下記のいずれかを提示していただきます。

書類	発行者
① 「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」 ② 被保険者報酬月額基礎届に伴う「標準報酬決定通知書」 ③ 審査基準日を含む月の「保険料の領収証書」	・ 日本年金機構

④ 建設業退職金共済制度加入の有無
「有」の場合：+15点

確認書類として、下記の書類を提示していただきます。

書類	発行者
① 「加入・履行証明書」	・ 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部

※ 申請者自身及び申請者の下請負人が期間雇用の労働者を雇用する場合…

→申請者自身の退職者共済契約の締結だけでなく、下請負人の委託に基づき勤労者退職金共済機構に届出を提出し事務受託証の交付を受け下請負人の事務処理を行っている場合に、「有」となります。

※新規加入等の正当な理由なく共済証紙の購入実績がない等契約の履行状況が劣っていると認められる場合は、「無」となります。また、共済契約者（事業所）が共済証紙（退職金ポイント）を購入・保有しているものの、適時（少なくとも月に一度）被共済者の共済手帳に就労に応じた共済証紙を貼付（掛金充当）しない等、制度を適正に履行していないと判断され、加入・履行証明書の発行が受けられない場合も「無」となります。

⑤ 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無
「有」の場合：+15点

退職一時金制度と企業年金制度の両者が「有」の場合でも、+15点になります。（+30点にはなりません。）

退職一時金制度の**確認書類**として、下記のいずれかの書類を提示していただきます。

書類	発行者
① 「労働協約」 ② 「就業規則」 ③ 「退職手当に関する規則」	・ 申請者
④ 特定業種退職金共済制度以外の「加入証明書」 ⑤ 特定業種退職金共済制度以外の「退職金共済手帳」	・ 勤労者退職金共済機構 ・ 中小企業退職金共済事業本部
⑥ 「共済契約書」	・ 特定退職金共済団体

次の全てを満たす必要があります。

- ア 建設業に従事する全ての従業員(期間雇用の労働者、試用期間中の労働者を除く)が対象になっていること。
- イ 就業規則の場合、① 退職手当の決定、② 計算方法、③ 支払方法、④ 支払時期、全てに関して定めがあり、労働基準署に届出をしていること。(常用雇用者が10人未満の場合は届出不要。)

なお、著しく低額であったり支払が行われていなかったりする場合は、名目的制度に過ぎないと認められるため、「無」となります。

企業年金制度の確認書類として、下記のいずれかの書類を提示していただきます。

書類	発行者
① 「 <u>加入証明書</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金 ・企業年金基金 ・資産管理運用機関
② 「 <u>契約書</u> 」(適格退職年金であるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・保険会社

既存の厚生年金基金に加入することにより事後にその設立事務所となる場合も、「有」となります。また、「確定拠出年金(企業型)」、「基金型企業年金」、「規約型企業年金」が導入されている場合も、「有」となります。

⑥ 法定外労働災害補償制度加入の有無
「有」の場合：+15点

法定外労働災害補償制度の確認書類として、下記のいずれかの書類を提示していただきます。

書類	発行者
① 「 <u>加入証明書</u> 」 ② 「 <u>保険証券</u> 」 ③ 「 <u>加入者証</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)建設業福祉共済団 ・(一社)全国建設業労災互助会 ・全日本火災共済協同組合連合会 ・(一社)全国労働保険事務組合連合会 ・中小企業等協同組合法の規定により設立の認可を受けた者であって同法の規定による認可を受けた共済規程により共済事業を行う者 ・保険会社

次の全てを満たす必要があります。

- ア 業務災害だけでなく、通勤災害も対象としていること。
- イ 直接使用関係にある職員だけでなく、全ての下請負人と使用関係にある職員も対象にしていること。
- ウ 死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害のすべて(業務起因性疾病を除く)を対象とすること。

算出された 7.1% を上記の表に当てはめると、評点算出に用いる数値は 4 となる。

前記、例1及び例2より、

$$20 \div (20 + 30) \times \underline{3} + 30 \div (20 + 30) \times \underline{4} = 3.6 \div 3 \text{ (小数点以下切捨て)}$$

この場合、評点は3点となる。

CPD単位取得数の確認書類

- ・ CPD認定団体が発行する単位取得証明書
(別紙二「技術職員名簿」及び様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿 [該当ある場合]」に記載された技術者に係るもの)
- ・ 記載された技術者の常勤性を確認できる書類 (健康保険証等)

技能レベル向上者数の確認書類

- ・ 能力評価 (レベル判定) 結果通知書
- ・ 記載された技能者の常勤性を確認できる書類 (健康保険証等)
- ・ 作業員名簿等 (審査基準日において稼働している工事又は直近の工事に係るもの)

※CPD単位取得数 (項番49) での評価を希望する場合は、算定の際に技能者数が必要となりますので、技能レベルの向上者に該当する者がいない場合であっても、様式第5号「技能者名簿」を作成し、技能者数 (項番50) を記載してください。この場合、確認資料として作業員名簿等のみ提出してください。

⑩ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の審査基準及び評点

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づくえるぼし認定 (第1段階)、えるぼし認定 (第2段階)、えるぼし認定 (第3段階) 若しくはプラチナえるぼし認定、次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん認定、トライくるみん認定若しくはプラチナくるみん認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得しており、かつ、審査基準日において、認定取り消し又は辞退がなされておらず、厚生労働省により認定企業として認められていることが確認できる場合に加点します。

※複数の認定を取得している場合は、最も点数の高いものを評価します。

ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況		点数
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし (第3段階)	4
	えるぼし (第2段階)	3
	えるぼし (第1段階)	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若年雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4
無		0

⑪ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

※令和5年8月14日以降の審査基準日で申請するものから適用。

【審査対象工事】

以下の1～3を除く、審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事が、審査対象工事になります。

1. 日本国内以外の工事
2. 建設業法施行令で定める軽微な工事※1
 - ※1 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円)に満たない工事
建築一式工事のうち面積が150m²に満たない木造住宅を建設する工事
3. 災害応急工事※2
 - ※2 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事

【該当措置】

以下の1～3の全てを実施している場合に加点します。

1. CCUS上での現場・契約情報の登録
2. 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
 - ※直接入力によらない方法
就業履歴データ登録標準API連携認定システム (<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>)
により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等
3. 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	点数
民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施	15
全ての公共工事で該当措置を実施	10
上記以外	0

○ **確認書類**

- ・CCUS上で出力できる帳票「3-1 事業者情報」及び「4-1 現場・契約情報」

II 建設業の営業継続の状況

1. 営業年数を下記の換算表に当てはめ、営業年数の点数を算定します。
2. ただし、平成23年4月1日以降に、再生（更生）手続を行う場合、再生（更生）期間中は1で算出した点数から60点を減じます。
3. 再生（更生）期間終了後は、「営業年数」評価はゼロ年からスタートします。
 - ※2と3の対象となる再生（更生）企業は、下請企業等の意思に関わらず債権カット等を行う法的整理（民事再生法、会社更生法）を行った企業とします。
 - ※マイナス60点となる再生（更生）期間中とは、手続開始決定日から手続終結決定日までの期間とします。

営業年数：許可年月日～審査基準日（年未満の端数は切捨）

例1：営業年数が20年の場合

換算表の区分→(16)

営業年数(イ) = 30点

例2：営業年数が20年で、平成23年4月1日以降に、再生手続を行い、再生期間になってい

る場合

換算表の区分→(16)

営業年数(イ) = 30点だが、再生期間中であるため、30-60 = -30点となる。

例3: 営業年数が20年で、平成23年4月1日以降に、再生手続を行い、再生期間になっていたが、再生期間が終了し、終了後に経営事項審査を受けた場合
換算表の区分→ゼロ年からスタートするため(31)からのスタート(0点からのスタート)となる。

営業年数	区分	点数
35年以上	(1)	60
34年	(2)	58
33年	(3)	56
32年	(4)	54
31年	(5)	52
30年	(6)	50
29年	(7)	48
28年	(8)	46
27年	(9)	44
26年	(10)	42
25年	(10)	40

営業年数	区分	点数
24年	(12)	38
23年	(13)	36
22年	(14)	34
21年	(15)	32
20年	(16)	30
19年	(17)	28
18年	(18)	26
17年	(19)	24
16年	(20)	22
15年	(21)	20
14年	(22)	18

営業年数	区分	点数
13年	(23)	16
12年	(24)	14
11年	(25)	12
10年	(26)	10
9年	(27)	8
8年	(28)	6
7年	(29)	4
6年	(30)	2
5年以下	(31)	0

Ⅲ 防災活動への貢献の状況(防災協定締結の有無)

「有」の場合: +20点

防災協定締結の確認書類として、下記のいずれかの書類を提示していただきます。

書類	発行者
① 国、特殊法人又は地方公共団体と締結した「 <u>協定書の写し</u> 」	・申請者
② 社団法人等の団体と国、特殊法人又は地方公共団体が締結した「 <u>協定書の写し</u> 」及び「 <u>当該団体に加入し、一定の役割を果たすことを証する書類(活動計画書・加入証明書等)</u> 」	・加入している社団法人等

Ⅳ 法令遵守の状況(営業停止処分の有無・指示処分の有無)

「営業停止」の場合: -30点

「指示処分」の場合: -15点

判断の基準は、審査基準日直前1年に、「営業停止」若しくは「指示処分」を受けたことが「有」か「無」かです。

「営業停止」を2回受けたとしても-60点にはなりません。また、「指示処分」と「営業停止」の両方を受けたとしても-45点にはなりません。減点の最大値は-30点になります。

営業停止と指示処分については、総合支庁で把握しているため、特に確認資料の提出は必要ありません。

V 建設業の経理の状況

① 監査の受審状況

監査の受審状況は、下記の区分に応じて加点されます。

監査の受審状況	区分	点数
会計監査人の設置	(1)	20
会計参与の設置	(2)	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	(3)	2
無	(4)	0

確認書類として、下記のいずれかの書類を提示又は提出していただきます。

書類	発行者
① 「有価証券報告書(写)」又は「監査報告書(写)」(無限定適正意見又は限定付き適正意見が付されてもの)	・会計監査人
② 「会計参与報告書」	・会計参与
③ 様式第2号「 <u>経理処理の適正を確認した旨の書類</u> 」 ④ 様式第2号の作成者にかかる「 <u>合格証書等(写)</u> 」 ⑤ 様式第2号の作成者にかかる「 <u>常勤性を確認できる書類(健康保険証・出勤簿・給与簿・貸金台帳等)</u> 」	・ <u>常勤</u> の経理実務の責任者

様式第2号「経理処理の適正を確認した旨の書類」を作成する常勤の経理実務の責任者は、下記のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- ・公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者
- ・税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者
- ・1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者 ※
- ・1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者

※平成28年度以前に1級の登録試験に合格した者であっても、令和5年3月末までは、上記要件を満たしているとみなす。

② 公認会計士の数・二級登録経理試験合格者の数

下記の式により算定する「公認会計士等数値」と完工高(全業種の合計)を換算表に当てはめ、点数を算定します。

$$\text{公認会計士等数} = (\text{イの人数}) + (\text{ロの人数} \times 0.4)$$

イ	・公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者 (公認会計士として登録されていることが前提)
	・税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者 (税理士として登録されていることが前提)
	・一級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者 ・一級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者

□	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者 ・ 二級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
---	--

※上記は常勤の者に限る。

※平成28年度以前に一級又は二級の登録経理試験に合格した者であっても、令和5年3月末までの間は、引き続き経営事項審査上の評価対象となる。

例：① 公認会計士の数	： 1名
② 二級登録経理試験合格者の数	： 1名
③ 完工高	： 2億円
の場合	
公認会計士等数 = 1 + (1 × 0.4) = 1.4	
換算表の区分 → (1)	
公認会計士等の数の点数(ホ) = 10点	

換算表W(公認会計士等・二級登録経理試験合格者の数)

項目 完工高	公認会計士等数					
	600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満
150億円以上 600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40億円以上 150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
10億円以上 40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1億円以上 10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	—	—	0
1億円未満	0.4以上	—	—	—	—	0
区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
点数	10	8	6	4	2	0

○ 公認会計士の数・二級登録経理試験合格者の数の確認書類

- ① 「合格証書等(写)」又は「講習修了証等(写)」
- ② 当該職員の「常勤性を確認できる書類(健康保険証・出勤簿・給与簿・賃金台帳等)」

VI 研究開発の状況(研究開発費)

研究開発費は、直前2年平均により算定します。完工高のように3年平均を選択することはできません。

事業年度の変更や合併等により審査対象年及び前審査対象年が24か月に満たない場合は、完工高と同様に年額換算します。

例：平均研究開発費が1億円の場合
換算表の区分 → (24)
平均研究開発費(ハ) = 10点

平均研究開発費の該当する「区分」に応じた点数が加点されます。

換算表W(平均研究開発費)

平均研究開発費	区分	点数	平均研究開発費	区分	点数
100 億円以上	(1)	25	11 億円以上 12 億円未満	(14)	12
75 億円以上 100 億円未満	(2)	24	10 億円以上 11 億円未満	(15)	11
50 億円以上 75 億円未満	(3)	23	9 億円以上 10 億円未満	(16)	10
30 億円以上 50 億円未満	(4)	22	8 億円以上 9 億円未満	(17)	9
20 億円以上 30 億円未満	(5)	21	7 億円以上 8 億円未満	(18)	8
19 億円以上 20 億円未満	(6)	20	6 億円以上 7 億円未満	(19)	7
18 億円以上 19 億円未満	(7)	19	5 億円以上 6 億円未満	(20)	6
17 億円以上 18 億円未満	(8)	18	4 億円以上 5 億円未満	(21)	5
16 億円以上 17 億円未満	(9)	17	3 億円以上 4 億円未満	(22)	4
15 億円以上 16 億円未満	(10)	16	2 億円以上 3 億円未満	(23)	3
14 億円以上 15 億円未満	(11)	15	1 億円以上 2 億円未満	(24)	2
13 億円以上 14 億円未満	(12)	14	5,000 万円以上 1 億円未満	(25)	1
12 億円以上 13 億円未満	(13)	13	5,000 万円未満	(26)	0

また、下記の全ての要件を満たしている必要があります。

ア 会計監査人設置会社であること。

イ 会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明していること。

○ 研究開発費の確認書類

- ① 様式第 17 号の 2 「注記表」
- ② 「監査報告書(写)」

①は決算変更届で提出済のため、改めて提出の必要はありません。

Ⅶ 建設機械の保有状況

加点の対象となるのは

- ・「建設機械抵当法第二条に規定する建設機械」のうち

ショベル系掘削機、ブルドーザー（自重が 3 トン以上）、トラクターショベル（バケット容量が 0.4 立方メートル以上）、モーターグレーダー（自重が 5 トン以上）

- ・道路運送車両法第 60 条第 1 項の自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車

- ・締固め用機械は、労働安全施行令別表第 7 第 4 号に掲げるローラー（ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー）が該当

- ・解体用機械は、労働安全衛生法施行令別表第 7 第 6 号に掲げる「ブレーカ」及び同法施行規則第 151 条の 175 に定める「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」

- ・労働安全衛生施行令第 13 条第 3 項第 34 号に掲げる作業床の高さが 2 メートル以上の高所作業車

- ・「労働安全衛生法に規定するもの」のうち
移動式クレーン（つり上げ荷重3トン以上）

加点対象台数は15台までです。

審査基準日から、1年7か月以上の契約期間を有するリース契約を結んでいる場合には、リース機械も台数に合算できます。

※リース期間が審査基準日から1年7か月以内に終了する場合で、その契約の更新、延長等を予定している場合は、「建設機械のリース契約に関する申出書」を提出してください。

建設機械の保有状況は、下記の区分に応じた点数が加点されます。

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
台数	15台	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
点数	15	15	14	14	13	13	12	12	11	10	9	8	7	6	5	0

○ **建設機械の保有等の状況の確認書類**

売買契約書の写し等 ※所有状況を確認

リース契約書の写し ※リース契約状況を確認

特定自主検査記録表の写し（建設機械の場合）

車検証の写し（ダンプの場合）

※車検証の備考欄に建又は（建）の記載がない場合も加点対象。ただし、「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は対象外。

移動式クレーン検査証の写し（移動式クレーンの場合）

※建設機械等が正常に稼動する状態にあることを確認

VIII 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

評価対象とするのは、（財）持続性推進機が認証したエコアクション 21、（財）日本適合性認定協会（JAB）又は JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証した ISO9001（品質管理）、ISO14001（環境管理）の取得（認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位ではなく特定の事業所単位での認証となっている場合は除く）。

○ **登録の確認書類**

審査登録機関の認証を証明する書類の写し（登録証、付属書等）

ISO9001 取得で5点、ISO14001 取得で5点を加点点評価。

区分	国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点数
(1)	第9001号及び第14001号の登録	10
(2)	第9001号及びエコアクション21の登録	8
(3)	第9001号の登録	5
(4)	第14001号の登録	5
(5)	エコアクション21の登録	3
(6)	無	0

区 W点のウエイト調整

W点の合計点に190/200を掛け合わせて、評点の一定圧縮を行い、W点ウエイトが大きくなりすぎないようにします。

X W評点の算定方法

W評点は、上記により算定した点数の合計に10を乗じて算定します。

$W = (\text{労働福祉の状況の点数} + \text{建設業の営業継続の状況の点数} + \text{防災活動への貢献の状況の点数} + \text{法令順守状況の点数} + \text{建設業の経理の状況の点数} + \text{研究開発の状況} + \text{建設機械の保有状況} + \text{国際標準化機構が定めた規格による登録の状況}) \times 10$

例： a 労働福祉の状況の点数 : Iの例(10点)
イ 建設業の営業継続の状況の点数 : 20年(再生、更生手続なし)(30点)
ロ 防災協定締結の有無 : 有(20点)
ハ 法令順守の状況 : 指示処分有(-15点)
ニ 監査の受審状況 : 会計監査人設置(20点)
ホ 公認会計士等の数の点数 : V-②の例(10点)
ヘ 研究開発の状況 : 1億円(10点)
ト 建設機械の保有状況 : 15台所有(15点)
チ 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 : ISO 9001取得(5点)

$$W = (10 + 30 + 20 - 15 + 20 + 10 + 10 + 15 + 5) \times 190 / 200 \times 10 = \boxed{903 \text{ 点}}$$

5 申請書等の記載例
 (1) 経審申込用はがき

郵便往復はがき

63円切手を貼ってください

9 9 0 - 8 5 7 0

返信

(申請者又は代理・代行人の住所・所在地)
山形市松波2-8-1

(申請者又は代理・代行人の商号・名称)
(株)〇×建設

御中

建設業許可番号 知事 第**800001**号

経営規模等評価 日程予約はがき

山形県 県土整備部 御中
 経営規模等評価を受けたいので、審査申請日時を指定してください。

1 商号又は名称(代理・代行人)
(株)〇×建設
 電話番号 023-630-2402
 担当者 〇×花子

2 建設業許可番号 知事 第800001号

3 決算年月日 令和元年9月30日

4 技術職員数 _____8人

5 審査申請業種 _____4業種

<input checked="" type="checkbox"/>	土	建	大	左	<input checked="" type="checkbox"/>	と	石	屋	電	管	夕	<input checked="" type="checkbox"/>	鋼	筋
<input checked="" type="checkbox"/>	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井		
	具	水	消	清	解									

※ 申請業種に〇をつけてください

裏面は総合支庁で記入します。

裏面は記載する必要はありません。

こちらの返信用はがきに審査日が指定されて返送されます。

自己資本額 (千円)

項番 千円未満端数切捨。

審査対象 (1. 基準決算)
 2. 2期平均

経営状況分析の自己資本額と一致します。

基準決算	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)
直前の審査基準日	<input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)

2期平均の額を記載します。
 例: [(1,000+4,000)+(2,500+3,000)]/2=5,250

利益額 (2期平均) (千円)

利益額 (利払前税引前償却前利益)
 = 営業利益+減価償却実施額

「財務諸表」の「営業利益」の額を記載します。

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	営業利益 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)
減価償却実施額 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	減価償却実施額 <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)

別紙二「技術職員名簿」に記載された人数の合計を記載します。

技術職員数 (人)

登録経営状況分析機関番号

経営状況分析 決算期が12ヶ月に満たない場合は、完工高と同じように年額換算します。
 (財)建設業情報管理センター

法人の場合

① 法人税申告書 別表16(1)「減価償却額35」の合計額(定額法の場合)

② 法人税申告書 別表16(2)「減価償却額39」の合計額(定率法の場合)

個人の場合(円単位から千円単位(端数切捨)にしてください！)

① 所得税青色申告決算書(一般用)の「減価償却費」の額

② 収支内訳書(一般用(いわゆる白色申告))の「減価償却費」の額

工事種別別完成工事高、工事種別別元請完成工事高については別紙一による。
 技術職員名簿については別紙二による。
 その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 _____ 号	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先

所属等 経理課 氏名 ○× 花子 電話番号 023-630-2402

(3) 別紙一(工事種別別完成工事高・元請完成工事高)

別紙一

(用紙A4)

20002

令和3年 4月 1日

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自 2 9 年 1 0 月 至 0 1 年 0 9 月										審査対象事業年度 自 0 1 年 1 0 月 至 0 2 年 0 9 月										計算基準の区分 1 2 年 平均 2 3 年 平均									
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 29年 10月～ 30年 9月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 30年 10月～ 1年 9月					2年平均(24か月)の場合→1(2ではありません) 3年平均(36か月)の場合→2(3ではありません)																			
内訳のPCの金額を含めて記載してください。															左欄「完成工事高」のうち元受完成工事高について記入します。必ず完成工事高>元請完成工事高になります。															
コード	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)														
3 2 0 1 0	9 0 0 0 0					9 0 0 0 0					8 0 0 0 0					8 0 0 0 0														
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表														
土木一式	100,000					100,000					80,000					80,000														
内訳のPCは合計に含まないでください。															千円未満切捨。3年平均の場合、前年・前々年の平均を千円未満切捨で記入します。															
3 2 0 1 1	1 5 0 0 0					5 0 0 0 0					0					0														
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表														
P C 工事	20,000					8,000					当期の完工高が0円でも必ず記入してください。																			
土木一式の場合は内訳のPCを記載してください。															内訳は0円でも必ず記入してください。															
3 2 0 5 0	3 5 0 0 0					1 5 0 0 0					2 0 0 0 0					1 5 0 0 0														
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表														
とび・土工・コンクリート 工事	30,000					10,000																								
とび・土工・コンクリートの場合は内訳の法面処理を記載してください。															内訳は0円でも必ず記入してください。															
3 2 0 5 1	0					0					0					0														
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表														
法面処理 工事	0					0																								
「その他」欄と「合計」欄は2枚目に続く場合は空欄になります。																														
3 3	その他					その他					その他					その他														
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表														
その他 工事																														
3 4	合計					合計					合計					合計														
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)																														

令和3年 4月 1日

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番31は、2枚目からは空欄になります。

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度										審査対象事業年度					計算基準の区分					
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
31	自 年 月 至 年 月										自 年 月 至 年 月					(1.2年平均 2.3年平均)					
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					年 月～ 年 月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					年 月～ 年 月					
業種コード	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					
32110	6	7	8	9	10	16	17	18	19	20	26	27	28	29	30	36	37	38	39	40	
鋼構造物 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					
	0					0					0					0					
鋼橋上部 工事	0					0					0					0					
舗装 工事	3,000					7,000					1,000					5,000					
その他 工事	4,000					0					3,000					3,000					
合計	133000					62000					113000					68000					

審査対象とした場合は、実績が0円でも必ず記載してください。

鋼構造物の場合は内訳の鋼橋上部を記載してください。

内訳が0円でも必ず記入してください。

「その他」欄は審査対象建設業以外の建設業に係る完工高を記載します。今回の例では、「造園」にかかる完工高を記載します。

「合計」欄には、内訳の「PC」「法面」「鋼橋上部」は含めないでください。

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例

(1. 有 2. 無)

建設機械の保有状況一覧表

別表 1

建設機械の保有状況

審査基準日 令和4年 9月 30日

通番	建設機械の種類	メーカー名	型式、型番 表示番号 (ダンプ車)	種別又は規格	所有 又は リース	取得日又はリース期間	特定自主検査実施日 又は有効期間満了日 ※
1	ショベル系掘削機	㈱〇〇建機	ZZ-99EFG	バックホウ	所 リ	平成30年 8月 1日 (~令和5年 7月31日)	令和4年 9月10日
2	移動式クレーン	△△△	YY-0000	7.0t	所 リ	平成25年 3月28日 (~平成 年 月 日)	令和5年 3月27日
3	ダンプ車	〇×自動車	×× 建 1234	ダンプ	所 リ	平成29年 9月15日 (~平成 年 月 日)	令和5年 9月14日
4					所 リ	(~ 年 月 日)	令和 年 月 日
5					所 リ	(~ 年 月 日)	令和 年 月 日
6					所 リ	(~ 年 月 日)	令和 年 月 日
7					所 リ	(~ 年 月 日)	令和 年 月 日
8					所 リ		日
9					所 リ		日
10					所 リ	(~ 年 月 日)	令和 年 月 日
11					所 リ	(~ 年 月 日)	令和 年 月 日
12					所 リ	(~ 年 月 日)	令和 年 月 日
13					所 リ	(~ 年 月 日)	令和 年 月 日
14					所 リ	(~ 年 月 日)	令和 年 月 日
15					所 リ	(~ 年 月 日)	令和 年 月 日

(記入要領)

- 「建設機械の種類」欄には、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン、ダンプ車、締固め用機械、解体用機械、高所作業車のいずれかを記入すること。
- 「種別又は規格」欄には、建設機械の種類ごとに下記について記入すること。
 - ①「ショベル系掘削機」→ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はバイルドライバーのアタッチメントを有する旨(例:バックホウ)
※加対象:ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はバイルドライバー
 - ②「ブルドーザー」→自重(例:3.89t)※加対象:自重が3t以上
 - ③「トラクターショベル」→バケット容量(例:1.2m³)※加対象:バケット容量が0.4m³以上
 - ④「モーターグレーダー」→自重(例:10.0t)※加対象:自重が5t以上
 - ⑤「移動式クレーン」→つり上げ荷重(例:7.0t)※加対象:つり上げ荷重3t以上
 - ⑥「ダンプ車」→ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラのいずれか(例:ダンプ)
※加対象:自動車検査証に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」の記載があり、土砂等の運搬に供されるもの。自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載がある場合は対象外。
 - ⑦「締固め用機械」→ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラーのいずれか(例:ロードローラー)※加対象:ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー
 - ⑧「解体用機械」→:ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機のいずれか(例:解体用つかみ機)
※加対象:ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機
 - ⑨「高所作業車」→作業床の高さ(例:2m)※加対象:作業床の高さが2m以上
- 自己所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間(始期と終期)を記入すること。
※「特定自主検査実施日又は有効期間満了日」欄について、「移動式クレーン」と「ダンプ車」は有効期間の満了日を記入すること。

上記のとおり、経営事項審査で評価対象とされている建設機械を保有していることを証明します。

山形県建設
申請者 山形 一郎

(5) 別紙二(技術職員名簿)

別紙二

令和3年 4月 1日

技術職員名簿

頁数 81001 頁

(用紙A4) 20005

審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある技術者を記載します。なお、高齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても評価対象に含める。

審査基準日時点での満年齢を記入
※注意
審査基準日の翌日が35歳の誕生日→34歳
審査基準日の翌日が35歳の誕生日→35歳
審査基準日が35歳の誕生日→35歳と記入(誕生日の前日で満年齢が上がります。)

生年月日順に記入する。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	CPD単位取得数
1		○× 太郎	H2 年 7 月 22 日	30	8	2	0	1	1	1	3	2	0	5	1	1	3	2																	
2	○	○× 花子	S63 年 4 月 1 日	32	8	2	1	1	1	8	1	2																							
3		山形 一郎	S51 年 3 月 8 日	45	8	2	1	1	2	8	1	2																							
4		天童 二郎	S45 年 9 月 14 日	50	8	2	0	1	1	4	1	2	1	3	1	4	1	2																	
5	○	新庄 三郎	S37 年 5 月 17 日	58	8	2	0	5	2	7	3	2																							
6		米沢 四郎	S36 年 7 月 7 日	59	8	2	0	1	1	1	1	2	1	3	1	1	3	2																	
7		鶴岡 五郎	S36 年 6 月 1 日	59	8	2	0	1	0	0	2	2	1	3	0	6	4	2																	
8		酒田 六郎	S36 年 5 月 8 日	59	8	2	0	1	1	1	3	1	0	5	1	1	3	1																	
9																																			
10																																			
11																																			
12																																			
13																																			
14																																			
15																																			
16																																			
17																																			
18																																			
19																																			
20																																			
21																																			
22																																			
23																																			
24																																			
25																																			
26																																			
27																																			
28																																			
29																																			
30																																			

「講習受講」欄は、全員分、必ず「1」か「2」を記入します。空欄にするとエラーになってしまうので注意してください。

下記の①から③の要件を全て満たす場合に「1」を記入します。
① 1級国家資格者(法第15条第2号イに該当する者)※技術資格者区分コード表の区分欄に「1級」とある者
② 監理技術者資格者証の交付を受けている
③ 監理技術者講習(法第26条の4~6)を当期事業年度開始の日の直前5年以内に受講している

※有効期間(監理技術者講習を受講した年の翌年の開始の日から5年間)

講習受講日 R1.5.10 R2.1.1 審査基準日 R6.12.31

5年

それ以外の場合は「2」を記入します。

「講習受講」欄は、全員分、必ず「1」か「2」を記入します。空欄にするとエラーになってしまうので注意してください。

各技術者のCPD単位の算出方法
(審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数)÷(告示別表第18(左記)のCPD認定団体ごとに掲げる数値)×30
※該当しない場合でも「0」を記載すること。
※上限は30とする。
※計上できるのは技術者1名につき1団体分の単位のみ。
※技術職員名簿に記載のない者が対象者がいる場合は、CPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)を作成する。

告示別表第18

通番	団体名	数値
17	公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
18	一般財団法人建設業振興基金	12
18	一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
19	一般社団法人交通工学研究会	50
19	公益社団法人地盤工学会	50
20	公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
20	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
21	一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
21	一般社団法人全国土木施工管理技術士会連合会	20
22	一般社団法人全日本建設技術協会	25
22	土質・地質技術者生涯学習協議会	50
23	公益社団法人土木学会	50
23	一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
24	公益社団法人日本技術士会	50
24	公益社団法人日本建築士会連合会	12
25	公益社団法人日本造園学会	50
25	公益社団法人日本都市計画学会	50
26	公益社団法人農業農村工学会	50
26	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
27	公益社団法人日本建築家協会	12
27	一般社団法人日本建設業連合会	12
27	一般社団法人日本建築学会	12
28	一般社団法人建築設備技術者協会	12
28	一般社団法人電気設備学会	12
29	一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
29	公益財団法人建築技術教育普及センター	12
30	一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

年 月 日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
当該様式は、 <u>レベル判定の有無に関わらず</u> 、次の要件のすべてに該当する方を記載してください。 ①常勤かつ審査基準日以前6か月超の雇用関係がある。 ②審査基準日以前3年間に施工体制台帳又は再下請負通知書に係る建設工事従事者に関する事項（いわゆる作業員名簿）の記載対象となっている。 ③建設工事の施工の管理のみに従事するものでない。					
審査基準日以前3年間に1以上レベル向上した場合に○を記載します。（レベル1⇒2） ただし、評価を受けていない方はレベル1として審査しますので、上記期間で初めてレベル1の評価を受けた方は、○の記載はできません。					
審査基準日以前3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた場合に「○」を記載します。					
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

- 記載されている方の合計を記載してください。（＝項番50「技能者数」）
- 控除対象に○が記載されている方の合計を記載してください。（＝項番50「控除対象者数」）
- レベル向上の有無に○が記載されている方の合計を記載してください。（＝項番50「技能レベル向上者数」）
- 3 「レベル向上の有無」の欄に○が記載されている場合は、○印を記載すること。
- 4 「控除対象」の欄に○印を記載する場合は、○印を記載すること。
- 5 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

(6) 様式第2号「経理処理の適正を確認した旨の書類」

様式第2号

(用紙A4)

経理処理の適正を確認した旨の書類

- ・商号又は名称
- ・決算期の期間と期 を記入します。

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
株式会社 ○×建設 の令和3年 1月 1日から令和3年12月31日までの第
△ 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算
書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の
企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項
目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

商号又は名称 (株)○×建設
所属・役職 経理部長

氏名 ○× 花子

下記の資格を持つ者が
記載します。

以上

常勤の経理実務の責任者で、下記のいずれかの資格を持つ者が作成します。

- ・公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者
- ・税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者
- ・1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者 ※
- ・1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者

※平成28年度以前に1級の登録試験に合格した者であっても、令和5年3月末までは、上記要件を満たしているとみなす。

次ページ以降の「別添」の確認項目を全て確認してください。

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	<p>営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。</p>
貸倒損失 貸倒引当金	<p>法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。</p> <p>取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。</p> <p>貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。</p>
有価証券	<p>有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。</p> <p>売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。</p> <p>市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。</p> <p>時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。</p> <p>その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。</p>
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	<p>発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。</p> <p>施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金か</p>

項目	内容
	ら控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。

項目	内容
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上（全般）	収益及び費用については、一会計期間に属する全ての収益とこれに対応する全ての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準（工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等）に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日（作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の経路を経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払を受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。

項目	内容
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	<p>重要な会計方針に係る事項について注記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

6 その他の注意事項

(1) 完工高の年額換算等

合併等の理由により決算期を変更した場合は、完工高や減価償却実施額等の年額換算が必要になります。下記の例を参考に、別紙一を作成してください。

I 決算期を変更した場合の記載例

別紙一

決算期を9/30から12/31に変更した場合の記載例（法人成りにより承継した場合も同様）

(用紙A4)

2 0 0 0 2

審査対象事業年度の完工高：50,000千円（うち元請完工高 30,000千円） H27.10.1～H27.12.31（3か月）
 その前期の完工高：200,000千円（うち元請完工高100,000千円） H26.10.1～H27.9.30（12か月）
 その前々期の完工高：150,000千円（うち元請完工高 80,000千円） H25.10.1～H26.9.30（12か月）

工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自 2 5 年 0 1 月 至 2 6 年 1 2 月 前審査対象事業年度の完工高を算定する際に用いた決算期を記載します。										審査対象事業年度 自 2 7 年 0 1 月 至 2 7 年 1 2 月 計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)									
	審査対象事業年度の 26年10月～27年9月					前審査対象事業年度の 25年10月～26年9月					審査対象事業年度の 年 月～年 月					審査対象事業年度の始期は審査基準日の12か月前の年月を記入します。				
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 1 6 2 5 0 0					元請完成工事高(千円) 8 5 0 0 0					完成工事高(千円) 2 0 0 0 0					元請完成工事高(千円) 1 0 5 0 0				
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 $(200,000 \times 3/12) + (150,000 \times 9/12) = 162,500$					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 $(100,000 \times 3/12) + (80,000 \times 9/12) = 85,000$					完工高 50,000+					元請 30,000+				
	前期の完工高の9か月分が審査対象事業年度に持っていかれたので、さらに前々期から9か月分を按分して持ってきます。										余白に審査対象事業年度の算定式を記載します。(審査対象事業年度が3か月しかないため、足りない9か月分は前期の完工高を按分して持ってきます。)									
業種コード 3 2 0 1 1	完成工事高(千円) 0					元請完成工事高(千円) 0					完成工事高(千円) 0					元請完成工事高(千円) 0				
工事の種類 PC 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0														

II 合併した場合の記載例

別紙一

合併があった場合の記載例
【合併期日】H27.9.30

(用紙A4)
20002

【存続会社】A社
審査対象事業年度の完工高：100,000千円（うち元請完工高 80,000千円） H27.1.1～H27.12.31（12か月）
その前期の完工高：80,000千円（うち元請完工高 50,000千円） H26.1.1～H26.12.31（12か月）

【消滅会社】B社
第〇期の完工高：40,000千円（うち元請完工高 10,000千円） H26.10.1～H27.9.30（12か月）
第×期の完工高：30,000千円（うち元請完工高 8,000千円） H25.10.1～H26.9.30（12か月）

項番 31

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度
自 26年01月 至 26年12月
存続会社の前期の年月を記載します。

審査対象事業年度 計算基準の区分
自 27年01月 至 27年12月 1 (1.2年平均)
2 (2.3年平均)

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度 26年 1月～26年 12月
審査対象事業年度の
前々審査対象事業年度 年 月～年 月

①+③+④=142,500を記載します。 ②+⑤+⑥=660,00を記載します。

B社(消滅会社)の決算期
第〇期 26年10月～27年9月
第×期 25年10月～26年9月

余白に完工高の算定に用いた消滅会社の決算期を記載します。

業種コード 32010

完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円)

32010 142500 66000 100000 80000

工事の種類 完成工事高計算表 元請完成工事高計算表

土木一式 工事

完成工事高計算表
審査対象事業年度の前審査対象事業年度 80,000×12/12=80,000…①
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 30,000×9/12=22,500…④
重なっている9か月分を換算して加算 全部重なっている出そのまま加算
80,000…①

元請完成工事高計算表
審査対象事業年度の前審査対象事業年度 50,000×12/12=50,000…②
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 16,000×9/12=12,000…⑥
重なっている9か月分を換算して加算 全部重なっている出そのまま加算
660,000…⑥

消滅会社
完工高
第〇期 40,000×12/12=40,000…③
第×期 30,000×9/12=22,500…④
(A社の始期26年1月～B社の終期26年9月)

元請
第〇期 10,000×12/12=10,000…⑤
第×期 8,000×9/12=6,000…⑥

余白に消滅会社の完工高の換算式を記載します。

第〇期は今回審査対象となったA社の2期(26年1月～27年12月)と重なっているため全額計上します。
第×期は今回審査対象となったA社の2期(26年1月～26年12月)のうち、26年1月～26年9月が重なっているため、9か月分を按分して計上します。

平成25年 平成26年 平成27年

B社
10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

A社
10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

(2) その他

- 書類に不備がない場合、申請から1か月程度で、結果通知書が郵送されます。
- 新設会社、合併会社、決算日の変更など複雑な事情がある場合、所轄の総合支庁へ、あらかじめご相談ください。
- 虚偽申請防止のため、経審の虚偽申請を行った業者については、営業停止の期間が30日に延長されています。また、Wの監査の受審状況において加点されていた企業の場合は、営業停止期間が45日間となっています。
- 企業形態の多様化へ対応するため、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）の財務状況を連結財務諸表により評価できるようになっています。

7 コード一覧表

(1) 知事コード

06	山形県知事
----	-------

(2) 市町村コード

コード	市町村
06201	山形市
06202	米沢市
06203	鶴岡市
06204	酒田市
06205	新庄市
06206	寒河江市
06207	上山市
06208	村山市
06209	長井市
06210	天童市
06211	東根市
06212	尾花沢市

コード	市町村
06213	南陽市
06301	山辺町
06302	中山町
06321	河北町
06322	西川町
06323	朝日町
06324	大江町
06341	大石田町
06361	金山町
06362	最上町
06363	舟形町
06364	真室川町

コード	市町村
06365	大蔵村
06366	鮭川村
06367	戸沢村
06381	高畠町
06382	川西町
06401	小国町
06402	白鷹町
06403	飯豊町
06426	三川町
06428	庄内町
06461	遊佐町

(3) 工事種類コード

010「土木一式」、050「とび・土工・コンクリート」、110「鋼構造物」を申請した場合、別紙一（工事種別別完成工事高）については、完工高が0円でも、それぞれ、011「プレストレストコンクリート構造物」、051「法面処理」、111「鋼橋上部」を必ず記入してください。

010	土木一式	100	タイル・れんが・ブロック	200	機械器具設置
011	プレストレストコンクリート構造物	110	鋼構造物	210	熱絶縁
020	建築一式	111	鋼橋上部	220	電気通信
030	大工	120	鉄筋	230	造園
040	左官	130	舗装	240	さく井
050	とび・土工・コンクリート	140	しゅんせつ	250	建具
051	法面処理	150	板金	260	水道施設
060	石	160	ガラス	270	消防施設
070	屋根	170	塗装	280	清掃施設
080	電気	180	防水	290	解体
090	管	190	内装仕上		

(4) 技術者資格区分コード

根拠法等	コード	資格区分 [資格の取得後に必要な実務経験年数]	区分	選択可能業種
実務経験	001	法第7条第2号イ [指定学科卒業後3～5年の実務経験]	他	全業種
	002	法第7条第2号ロ [10年の実務経験]	他	全業種
	003	法第15条第2号ハ(イ)	他	全業種
	004	法第15条第2号ハ(ロ)	他	全業種
建設業法	005	監理技術者補佐 ※主任技術者となる資格を有し、1級技士補である者	—	2級資格区分と同じ
	111	1級 建設機械施工技士	1級	土/と/舗
	212	2級 建設機械施工技士(第1～6種)	2級	土/と/舗
	113	1級 土木施工管理技士	1級	土/と/石/鋼/舗/し/塗/水/解※
	214	2級 土木施工管理技士(土木)	2級	土/と/石/鋼/舗/し/水/解※
	215	2級 土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	2級	塗
	216	2級 土木施工管理技士(薬液注入)	2級	と
	120	1級 建築施工管理技士	1級	建/大/左/と/石/屋/タ/鋼/筋/板/ガ/塗/防/内/絶/具/解※
	221	2級 建築施工管理技士(建築)	2級	建/解※

根拠法等	コード	資格区分 [資格の取得後に必要な実務経験年数]	区分	選択可能業種
建設業法	222	2級 建築施工管理技士(躯体)	2級	大/と/タ/鋼/筋/解※
	223	2級 建築施工管理技士(仕上げ)	2級	大/左/石/屋/タ/板/ガ/塗/防/内/絶/具
	127	1級 電気工事施工管理技士	1級	電
	228	2級 電気工事施工管理技士	2級	電
	129	1級 管工事施工管理技士	1級	管
	230	2級 管工事施工管理技士	2級	管
	131	1級 電気通信工事施工管理技士	1級	通
	232	2級 電気通信工事施工管理技士	2級	通
	133	1級 造園施工管理技士	1級	園
	234	2級 造園施工管理技士	2級	園

※「解」：平成27年度までの合格者は登録解体工事講習受講又は解体工事の実務経験1年が必要

建築士法	137	1級 建築士	1級	建/大/屋/タ/鋼/内
	238	2級 建築士	2級	建/大/屋/タ/内
	239	木造 建築士	2級	大

技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)	1級	土/と/電/舗/し/園/解
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)	1級	土/と/電/鋼/舗/し/園/解
	143	農業「農業農村工学」・総合技術監理(農業「農業農村工学」)	1級	土/と
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)	1級	電/通
	145	機械・総合技術監理(機械)	1級	機
	146	機械「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」・総合技術監理(機械「流体機器」又は「熱・エネルギー機器」)	1級	管/機
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)	1級	管/水
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	1級	管/井/水
	149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	1級	土/と/し
	150	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	1級	園
	151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	1級	土/と/園
	152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	1級	管
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	1級	管/水
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学(廃棄物管理))	1級	管/水/消

※「解」：登録解体工事講習受講又は解体工事の実務経験1年が必要

電気工事士法・電気	155	第1種 電気工事士	2級	電
	256	第2種 電気工事士 [3年]	他	電

根拠法等	コード	資格区分 [資格の取得後に必要な実務経験年数]	区分	選択可能業種
事業法	258	第1～3種 電気主任技術者 [5年]	他	電

電気通信 事業法	259	電気通信主任技術者 [5年]	他	通
	235	工事担任者[3年]	他	通

水道法	265	給水装置工事主任技術者 [1年]	他	管
-----	-----	------------------	---	---

消防法	168	甲種消防設備士	2級	消
	169	乙種消防設備士	2級	消

職業能力 開発法	171	建築大工(1級)	2級	大
	271	〃 (2級) [3年]	他	大
	164	型枠施工(1級)	2級	大/と
	264	〃 (2級) [3年]	他	大/と
	172	左官(1級)	2級	左
	272	〃 (2級) [3年]	他	左
	157	とび・とび工(1級)	2級	と/解
	257	〃 (2級) [3年]	他	と/解
	173	コンクリート圧送工(1級)	2級	と
	257	〃 (2級) [3年]	他	と
	166	ウェルポイント施工(1級)	2級	と
	266	〃 (2級) [3年]	他	と
	174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	2級	管
	274	〃 (2級) [3年]	他	管
	175	給排水衛生設備配管(1級)	2級	管
	275	〃 (2級) [3年]	他	管
	170	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	2級	屋/管/板
	270	〃 (2級) [3年]	他	屋/管/板
	176	配管・配管工(1級)	2級	管
	276	〃 (2級) [3年]	他	管
	177	タイル張り・タイル張り工(1級)	2級	タ
	277	〃 (2級) [3年]	他	タ
	178	築炉・築炉工・れんが積み(1級)	2級	タ
	278	〃 (2級) [3年]	他	タ
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(1級)	2級	石/タ
	279	〃 (2級) [3年]	他	石/タ
	180	石工・石材施工・石積み(1級)	2級	石
	280	〃 (2級) [3年]	他	石
	181	鉄工・製罐(1級)	2級	鋼
	281	〃 (2級) [3年]	他	鋼

根拠法等	コード	資格区分 [資格の取得後に必要な実務経験年数]	区分	選択可能業種
職業能力 開発法	182	鉄筋組立・鉄筋施工(1級)	2級	筋
	282	〃 (2級) [3年]	他	筋
	183	工場板金(1級)	2級	板
	283	〃 (2級) [3年]	他	板
	184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・ 板金工「建築板金作業」(1級)	2級	屋/板
	284	〃 (2級) [3年]	他	屋/板
	185	板金・板金工・打出し板金(1級)	2級	板
	285	〃 (2級) [3年]	他	板
	186	かわらぶき・スレート施工(1級)	2級	屋
	286	〃 (2級) [3年]	他	屋
	187	ガラス施工(1級)	2級	ガ
	287	〃 (2級) [3年]	他	ガ
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	2級	塗
	288	〃 (2級) [3年]	他	塗
	189	建築塗装・建築塗装工(1級)	2級	塗
	289	〃 (2級) [3年]	他	塗
	190	金属塗装・金属塗装工(1級)	2級	塗
	290	〃 (2級) [3年]	他	塗
	191	噴霧塗装(1級)	2級	塗
	291	〃 (2級) [3年]	他	塗
	167	路面表示施工	2級	塗
	192	畳製作・畳工(1級)	2級	内
	292	〃 (2級) [3年]	他	内
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・表 装・表具・表具工(1級)	2級	内
	293	〃 (2級) [3年]	他	内
	194	熱絶縁施工(1級)	2級	絶
	294	〃 (2級) [3年]	他	絶
	195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッ シ施工(1級)	2級	具
	295	〃 (2級) [3年]	他	具
196	造園(1級)	2級	園	
296	〃 (2級) [3年]	他	園	
197	防水施工(1級)	2級	防	
297	〃 (2級) [3年]	他	防	
198	さく井(1級)	2級	井	
298	〃 (2級) [3年]	他	井	

根拠法等	コード	資格区分 [資格の取得後に必要な実務経験年数]	区分	選択可能業種
その他	061	地すべり防止工事士 [1年]	他	と/井
	040	基礎ぐい工事	2級	と
	062	建築設備士 [1年]	他	電/管
	063	1級計装士 [1年]	他	電/管
	060	解体工事	2級	解
	064	基幹技能者	基幹	該当業種
	099	その他	他	全業種
	703	レベル3技能者	他	該当業種
	704	レベル4技能者	他	該当業種

(5) 業種コード

業種コードは有資格者・実務経験者を問わず、技術者1人につき2業種までしか選択できません。
「(4)技術者資格区分コード」から選択可能な業種を確認してください。

営業所専任技術者としての担当業種が3つ以上あったとしても、経営事項審査では2つまでしか評価の対象となりませんのでご注意ください。その場合は、主として担当している業種を2つ選択してください。

01	土木一式
02	建築一式
03	大工
04	左官
05	とび・土工・コンクリート
06	石
07	屋根
08	電気
09	管
10	タイル・れんが・ブロック

11	鋼構造物
12	鉄筋
13	舗装
14	しゅんせつ
15	板金
16	ガラス
17	塗装
18	防水
19	内装仕上
20	機械器具設置

21	熱絶縁
22	電気通信
23	造園
24	さく井
25	建具
26	水道施設
27	消防施設
28	清掃施設
29	解体

Q 経営事項審査で加点されなかった2業種以外の工事には、その技術者は配置できないのですか？

A いいえ。資格を持っていれば配置可能です。あくまでも経営事項審査で加点の対象にならないだけです。

8 申請書等の入手方法

(1) 県ホームページからダウンロード

申請書等は、山形県ホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.pref.yamagata.jp>

【トップページ ⇒ 事業者 (画面右上) ⇒ 入札・調達 (工事等) ⇒ 山形県公共事業入札情報 ⇒ 建設業許可・経営事項審査 ⇒ 経営事項審査申請様式】

(2) 山形県建設業協会で購入

申請書は建設業協会の各支部でも購入できます。料金については建設業協会へお問合せください。

支部名	住所	電話番号
本 部	〒990-0024 山形市あさひ町 18-25 建設会館 3F	023-641-0328
米沢支部	〒992-0012 米沢市金池 5-13-13	0238-23-1265
長井支部	〒993-0085 長井市高野町 2-11-21	0238-84-2250
山形支部	〒990-0047 山形市旅籠町 3-5-27	023-622-3091
西村山支部	〒991-0003 寒河江市大字西根字上川原 368-16	0237-86-5518
村山支部	〒995-0035 村山市中央 1-2-27	0237-55-6540
最上支部	〒996-0002 新庄市金沢南沢 1810-1	0233-22-1253
鶴岡支部	〒997-0019 鶴岡市茅原字西茅原 16	0235-22-2364
酒田支部	〒998-0006 酒田市ゆたか 1-1-1	0234-33-0702

9 問合せ先一覧

管轄	担当公所係名・住所	電話番号
東南村山	村山総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68	023-621-8189 (直通)
西村山	村山総合支庁 西村山建設総務課 行政係 〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西 355	0237-86-8379 (直通)
北村山	村山総合支庁 北村山建設総務課 行政係 〒995-0024 村山市楯岡笛田 4-5-1	0237-47-8654 (直通)
最上	最上総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1377 (直通)
東南置賜	置賜総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒992-0012 米沢市金池 7-1-50	0238-26-6069 (直通)
西置賜	置賜総合支庁 西置賜建設総務課 行政係 〒993-0085 長井市高野町 2-3-1	0238-88-8223 (直通)
庄内	庄内総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1	0235-66-5644 (直通)
その他	山形県庁県土整備部 建設企画課 〒990-8570 山形市松波 2-8-1	023-630-2658・2402 (直通)